

第 118 号 議 案

令和 7 年度敦賀市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度敦賀市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 915,879 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,995,338 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
42 国庫支出金		6,093,901	564,953	6,658,854
	5 国庫負担金	2,825,202	277	2,825,479
	10 国庫補助金	3,220,502	564,676	3,785,178
45 県支出金		3,775,717	29,144	3,804,861
	10 県補助金	1,379,767	144	1,379,911
	20 委託金	57,199	29,000	86,199
57 繰越金		125,304	316,112	441,416
	5 繰越金	125,304	316,112	441,416
60 諸収入		1,583,536	40,630	1,542,906
	25 雑入	1,023,010	40,630	982,380
63 市債		2,545,400	46,300	2,591,700
	5 市債	2,545,400	46,300	2,591,700
歳入合計		45,079,459	915,879	45,995,338

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 議会費		271,283	2,321	273,604
	5 議会費	271,283	2,321	273,604
6 総務費		12,558,674	65,178	12,623,852
	5 総務管理費	11,889,985	29,223	11,919,208
	10 徴 税 費	354,779	7,753	362,532
	15 戸籍住民基本台帳 費	192,916	4,913	197,829
	20 選 挙 費	40,465	22,000	62,465
	25 統計調査費	42,991	269	43,260
	30 監査委員費	37,538	1,020	38,558
9 民生費		13,193,593	440,041	13,633,634
	5 社会福祉費	6,178,776	157,634	6,336,410
	10 児童福祉費	6,387,174	281,843	6,669,017
	15 生活保護費	627,643	564	628,207
12 衛生費		2,996,992	11,269	3,008,261
	5 保健衛生費	1,956,626	7,825	1,964,451
	10 清 掃 費	1,040,366	3,444	1,043,810
18 農林水産業費		760,750	3,233	763,983
	5 農 業 費	434,424	2,772	437,196
	10 林 業 費	107,295	230	107,525
	15 水産業費	219,031	231	219,262
21 商工費		2,499,290	208,465	2,707,755
	5 商工費	2,499,290	208,465	2,707,755
24 土木費		3,795,019	108,646	3,903,665
	5 土木管理費	107,729	3,232	110,961
	10 道路橋りょう費	1,005,072	95,953	1,101,025
	15 河川費	92,519	498	93,017
	25 都市計画費	1,675,380	4,973	1,680,353
	30 住 宅 費	621,308	3,990	625,298
27 消防費		1,088,618	22,364	1,110,982
	5 消防費	1,088,618	22,364	1,110,982
30 教育費		5,235,489	54,362	5,289,851
	5 教育総務費	936,065	7,659	943,724
	10 小学校費	1,117,915	12,391	1,130,306
	15 中学校費	549,076	5,682	554,758
	20 幼稚園費	276,458	2,028	278,486
	23 大 学 費	450,079	164	450,243

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	25 社会教育費	1,265,767	21,111	1,286,878
	30 保健体育費	640,129	5,327	645,456
歳出	合計	45,079,459	915,879	45,995,338

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 民生費	5 社会福祉費	非課税世帯・高齢者 生活支援事業	123,400
21 商工費	5 商工費	消費喚起推進事業	200,000
24 土木費	10 道路橋りょう費	道路改良事業	23,000

2 変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
24 土木費	10 道路橋りょう費	道路改修事業	16,000	88,000

第 3 表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
道路新設改良事業	1 8 9 , 9 0 0	2 3 6 , 2 0 0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 議会費	271,283	2,321	273,604
6 総務費	12,558,674	65,178	12,623,852
9 民生費	13,193,593	440,041	13,633,634
12 衛生費	2,996,992	11,269	3,008,261
18 農林水産業費	760,750	3,233	763,983
21 商工費	2,499,290	208,465	2,707,755
24 土木費	3,795,019	108,646	3,903,665
27 消防費	1,088,618	22,364	1,110,982
30 教育費	5,235,489	54,362	5,289,851
歳出合計	45,079,459	915,879	45,995,338

(単位：千円)

補正額の財源内訳				一般財源
特定財源				
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				2,321
	22,144			43,034
338,985				101,056
				11,269
				3,233
150,000				58,465
48,650		46,300		13,696
				22,364
232				54,130
537,867	22,144	46,300		309,568

2 歳 入

(款) 42 国庫支出金
(項) 5 国庫負担金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
42	国庫支出金	6,093,901	564,953	6,658,854
5	国庫負担金	2,825,202	277	2,825,479
3	民生費国庫負担金	2,816,726	277	2,817,003
10	国庫補助金	3,220,502	564,676	3,785,178
6	民生費国庫補助金	1,347,651	338,708	1,686,359
18	商工費国庫補助金	211,075	150,000	361,075
21	土木費国庫補助金	405,524	48,650	454,174
27	教育費国庫補助金	344,925	27,318	372,243
45	県支出金	3,775,717	29,144	3,804,861
10	県補助金	1,379,767	144	1,379,911
3	総務費県補助金	103,913	144	104,057
20	委託金	57,199	29,000	86,199

(一般会計)

節		金額	説 明
区 分	金 額		
55	生活保護費負担金	277	1 生活保護費負担金
5	社会福祉費補助金	120,498	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 120,498 (1)非課税世帯・高齢者生活支援事業費交付金 (105,500) (2)障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策事業費交付金 (1,796) (3)介護サービス事業所等物価高騰対策事業費交付金 (13,202)
10	児童福祉費補助金	218,065	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,264 (1)私立保育園等物価高騰対策事業費交付金 (1,264) 2 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 8,801 3 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 208,000
15	生活保護費補助金	145	1 生活保護安定運営対策事業費補助金
5	商工費補助金	150,000	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1)消費喚起推進事業費交付金
5	道路橋りょう費補助金	48,650	1 社会資本整備総合交付金 48,650 (1)道路改良事業費交付金 (12,650) (2)道路改修事業費交付金 (36,000)
5	教育総務費補助金	16,315	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1)学校給食費負担軽減交付金
10	小学校費補助金	10,771	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1)学校給食費負担軽減交付金
20	幼稚園費補助金	232	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1)私立認定こども園物価高騰対策事業費交付金
5	総務管理費補助金	144	1 安定ヨウ素剤配布体制整備事業費補助金

(款) 45 県支出金
(項) 20 委託金

(単位:千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	3	総務費委託金	39,386	29,000	68,386
57		繰越金	125,304	316,112	441,416
	5	繰越金	125,304	316,112	441,416
	3	繰越金	125,304	316,112	441,416
60		諸収入	1,583,536	40,630	1,542,906
	25	雑入	1,023,010	40,630	982,380
	15	雑入	1,019,324	40,630	978,694
63		市債	2,545,400	46,300	2,591,700
	5	市債	2,545,400	46,300	2,591,700
	18	土木債	904,100	46,300	950,400

節		金額	説明
区 分	金額		
10 選挙費委託金	29,000	1 県知事選挙委託金	
5 繰越金	316,112	1 繰越金	
30 徴収金	40,630	1 学校給食費徴収金	
5 道路橋りょう債	46,300	1 道路新設改良事業債	

(一般会計)

3 歳 出

(款) 3 議会費
(項) 5 議会費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 議会費	271,283	2,321	273,604		2,321
5 議会費	271,283	2,321	273,604		2,321
3 議会費	271,283	2,321	273,604		2,321

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		544	1 議員報酬 報酬 544 (544)
2	給 料		946	2 職員給与費 給料 1,777 (946)
3	職員手当等		604	職員手当等 604 (604)
4	共 済 費		227	共済費 227 (227)

(款) 6 総務費
(項) 5 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 総務費	12,558,674	65,178	12,623,852	22,144	43,034
5 総務管理費	11,889,985	29,223	11,919,208	144	29,079
3 一般管理費	1,202,875	28,513	1,231,388		28,513
24 防災費	357,043	241	357,284	県支出金 144	97
45 男女共同参画センター費	14,766	469	15,235		469

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		280	1 職員給与費(特別職) 職員手当等
				155 (146)
2	給 料		15,066	共済費
				(9)
2	職員給与費(一般職)			22,852
3	職員手当等		9,876	給料
				(12,100)
				職員手当等
				(8,127)
4	共 済 費		3,289	共済費
				(2,625)
3	会計年度任用職員給与費			5,506
8	旅 費		2	報酬
				(280)
				給料
				(2,966)
				職員手当等
				(1,603)
				共済費
				(655)
				旅費
				(2)
2	給 料		144	1 安定ヨウ素剤配布事業費
				給料
				241 (144)
3	職員手当等		66	職員手当等
				(66)
4	共 済 費		31	共済費
				(31)
2	給 料		276	1 相談事業費
				給料
				469 (276)
3	職員手当等		130	職員手当等
				(130)
4	共 済 費		63	共済費
				(63)

(款) 6 総務費
(項) 10 徴税費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 徴 税 費	354,779	7,753	362,532		7,753
3 税務総務費	195,905	7,753	203,658		7,753

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		175	1 職員給与費 給料 6,107 (3,226)
2	給 料		4,091	職員手当等 (2,190) 共済費 (691)
3	職員手当等		2,601	2 会計年度任用職員給与費 1,646 報酬 (175)
4	共 済 費		886	給料 (865) 職員手当等 (411) 共済費 (195)

(一般会計)

(款) 6 総務費
(項) 15 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 戸籍住民基本台帳費	192,916	4,913	197,829		4,913
3 戸籍住民基本台帳費	189,118	4,694	193,812		4,694
9 外国人在留関連費	3,798	219	4,017		219

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
		節	
2 給 料	2,538	1 職員給与費	2,969
		給料	(1,529)
3 職員手当等	1,592	職員手当等	(1,105)
		共済費	(335)
4 共 済 費	564	2 会計年度任用職員給与費	1,725
		給料	(1,009)
		職員手当等	(487)
		共済費	(229)
2 給 料	148	1 職員給与費	219
		給料	(148)
3 職員手当等	47	職員手当等	(47)
		共済費	(24)
4 共 済 費	24		

(款) 6 総務費
(項) 20 選挙費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
20	40,465	22,000	62,465	22,000	
12 選挙費	0	22,000	22,000	県支出金	
				22,000	

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
1 報 酬	1,832	1 選挙執行費	22,000
		報酬	(1,832)
3 職員手当等	13,000	職員手当等	(13,000)
		需用費	(824)
10 需 用 費	824	役務費	(5,298)
		委託料	(499)
11 役 務 費	5,298	使用料及び賃借料	(547)
12 委 託 料	499		
13 使用料及び賃借料	547		

(款) 6 総務費
(項) 25 統計調査費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
25 統計調査費	42,991	269	43,260		269
3 統計調査総務費	6,745	269	7,014		269

区 分	金 額	説 明	
2 給 料	125	1 職員給与費	269
		給料	(125)
3 職員手当等	67	職員手当等	(67)
		共済費	(77)
4 共 済 費	77		

(一般会計)

(款) 6 総務費
(項) 30 監査委員費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
30 監査委員費	37,538	1,020	38,558		1,020
3 3 監査委員費	37,538	1,020	38,558		1,020

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
		節	
2 給 料	561	1 職員給与費	776
		給料	(417)
3 職員手当等	326	職員手当等	(259)
		共済費	(100)
4 共 済 費	133	2 会計年度任用職員給与費	244
		給料	(144)
		職員手当等	(67)
		共済費	(33)

(款) 9 民生費
(項) 5 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 民生費	13,193,593	440,041	13,633,634	338,985	101,056
5 社会福祉費	6,178,776	157,634	6,336,410	120,498	37,136
3 社会福祉総務費	816,323	137,241	953,564	国庫支出金 105,500	31,741
6 国民年金事務費	19,423	676	20,099		676
9 障害者福祉費	3,096,152	1,796	3,097,948	国庫支出金 1,796	
12 老人福祉費	2,167,373	17,921	2,185,294	国庫支出金 13,202	4,719

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	4,994	1 職員給与費	7,131
		給料	(3,740)
3 職員手当等	3,144	職員手当等	(2,554)
		共済費	(837)
4 共 済 費	1,108	2 会計年度任用職員給与費	2,115
		給料	(1,254)
10 需 用 費	150	職員手当等	(590)
		共済費	(271)
11 役 務 費	150	3 非課税世帯・高齢者生活支援事業費	123,400
		需用費	(150)
12 委 託 料	123,100	役務費	(150)
		委託料	(123,100)
27 繰 出 金	4,595	4 国民健康保険(事業勘定の部)特別会計繰出金	4,595
		繰出金	(4,595)
2 給 料	386	1 職員給与費	433
		給料	(242)
3 職員手当等	202	職員手当等	(135)
		共済費	(56)
4 共 済 費	88	2 会計年度任用職員給与費	243
		給料	(144)
		職員手当等	(67)
		共済費	(32)
18 負担金補助及び交付金	1,796	1 障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策事業費	1,796
		負担金補助及び交付金	(1,796)
2 給 料	366	1 職員給与費	653
		給料	(366)
3 職員手当等	201	職員手当等	(201)
		共済費	(86)
4 共 済 費	86	2 介護サービス事業所等物価高騰対策事業費	13,202

(款) 9 民生費
(項) 10 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 児童福祉費	6,387,174	281,843	6,669,017	218,065	63,778
3 児童福祉総務費	1,796,965	7,180	1,804,145		7,180
9 保育園費	2,641,756	35,285	2,677,041	国庫支出金 1,264	34,021
12 児童厚生施設費	391,782	17,626	409,408		17,626

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明	
1	報 酬	74	1 職員給与費	5,420	
			給料	(3,045)	
2	給 料	4,025	職員手当等	(1,727)	
			共済費	(648)	
3	職員手当等	2,212	2 会計年度任用職員給与費	1,760	
			報酬	(74)	
4	共 済 費	869	給料	(980)	
			職員手当等	(485)	
			共済費	(221)	
1	報 酬	5,053	1 職員給与費	19,293	
			給料	(11,119)	
2	給 料	15,888	職員手当等	(5,717)	
			共済費	(2,457)	
3	職員手当等	9,416	2 会計年度任用職員給与費	14,728	
			報酬	(5,053)	
4	共 済 費	3,659	給料	(4,769)	
			職員手当等	(3,699)	
8	旅 費	5	共済費	(1,202)	
			旅費	(5)	
18	負担金補助及び交付金	1,264	3 私立保育園等物価高騰対策事業費	1,264	
			負担金補助及び交付金	(1,264)	
1	報 酬	4,797	1 職員給与費	193	
			給料	(130)	
2	給 料	6,548	職員手当等	(45)	
			共済費	(18)	
3	職員手当等	4,776	2 会計年度任用職員給与費(放課後児童クラブ)	16,646	
			報酬	(4,726)	
4	共 済 費	1,503	給料	(6,021)	
			職員手当等	(4,507)	
8	旅 費	2	共済費	(1,390)	
			旅費	(2)	

(款) 9 民生費
(項) 10 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 児童文化センター費	279,018	1,921	280,939		1,921
18 子育て支援センター費	86,384	3,030	89,414		3,030
39 物価高対応子育て応援手当支給費	0	216,801	216,801	国庫支出金 216,801	

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
		3 会計年度任用職員給与費(児童館)	787
		報酬	(71)
		給料	(397)
		職員手当等	(224)
		共済費	(95)
2 給 料	1,137	1 職員給与費	727
		給料	(389)
3 職員手当等	582	職員手当等	(253)
		共済費	(85)
4 共 済 費	202	2 会計年度任用職員給与費	1,194
		給料	(748)
		職員手当等	(329)
		共済費	(117)
1 報 酬	382	1 職員給与費	1,131
		給料	(708)
2 給 料	1,520	職員手当等	(301)
		共済費	(122)
3 職員手当等	828	2 会計年度任用職員給与費	1,899
		報酬	(382)
4 共 済 費	300	給料	(812)
		職員手当等	(527)
		共済費	(178)
3 職員手当等	521	1 物価高対応子育て応援手当支給事務費	8,801
		職員手当等	(521)
10 需 用 費	126	需用費	(126)
		役務費	(3,154)
11 役 務 費	3,154	委託料	(5,000)
		2 物価高対応子育て応援手当支給事業費	208,000
12 委 託 料	5,000	負担金補助及び交付金	(208,000)
18 負担金補助及び交付金	208,000		

(款) 9 民生費
(項) 15 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 生活保護費	627,643	564	628,207	422	142
3 生活保護総務費	21,762	564	22,326	国庫支出金 422	142

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬	63	1 就労支援員配置事業費	286
			給料	(144)
2	給 料	275	職員手当等	(67)
			共済費	(75)
3	職員手当等	151	2 医療扶助適正化推進事業費	194
			給料	(131)
4	共 済 費	75	職員手当等	(63)
			3 被保護者健康管理支援事業費	84
			報酬	(63)
			職員手当等	(21)

(款) 12 衛生費
(項) 5 保健衛生費

(単位：千円)

12	5	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	2,996,992	11,269	3,008,261		11,269
		保健衛生費	1,956,626	7,825	1,964,451		7,825
	3	保健衛生総務費	1,129,284	1,452	1,130,736		1,452
	12	休日急患センター費	59,924	687	60,611		687
	15	健康センター費	250,626	3,598	254,224		3,598
	21	斎苑費	64,780	472	65,252		472

(一般会計)

節		説明	
区分	金額		
2	給料	1 職員給与費	964
		給料	(545)
3	職員手当等	職員手当等	(307)
		共済費	(112)
4	共済費	2 会計年度任用職員給与費	488
		給料	(288)
		職員手当等	(134)
		共済費	(66)
2	給料	1 職員給与費	211
		給料	(123)
3	職員手当等	職員手当等	(59)
		共済費	(29)
4	共済費	2 会計年度任用職員給与費	476
		給料	(280)
		職員手当等	(131)
		共済費	(65)
1	報酬	1 職員給与費	3,015
		給料	(1,618)
2	給料	職員手当等	(1,045)
		共済費	(352)
3	職員手当等	2 会計年度任用職員給与費	583
		報酬	(235)
4	共済費	給料	(164)
		職員手当等	(142)
		共済費	(42)
2	給料	1 会計年度任用職員給与費	472
		給料	(294)
3	職員手当等	職員手当等	(135)
		共済費	(43)

(款) 12 衛生費
(項) 5 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
24 環境保全対策費	76,169	1,616	77,785		1,616

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
4 共 済 費	43		
2 給 料	941	1 職員給与費	924
		給料	(519)
3 職員手当等	483	職員手当等	(286)
		共済費	(119)
4 共 済 費	192	2 会計年度任用職員給与費	692
		給料	(422)
		職員手当等	(197)
		共済費	(73)

(款) 12 衛生費
(項) 10 清掃費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 清掃費	1,040,366	3,444	1,043,810		3,444
3 清掃総務費	94,983	3,088	98,071		3,088
15 し尿処理費	70,814	356	71,170		356

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
		節	
2 給 料	1,776	1 職員給与費	1,641
		給料	(922)
3 職員手当等	919	職員手当等	(519)
		共済費	(200)
4 共 済 費	393	2 会計年度任用職員給与費	1,447
		給料	(854)
		職員手当等	(400)
		共済費	(193)
2 給 料	203	1 職員給与費	136
		給料	(76)
3 職員手当等	106	職員手当等	(43)
		共済費	(17)
4 共 済 費	47	2 会計年度任用職員給与費	220
		給料	(127)
		職員手当等	(63)
		共済費	(30)

(款) 18 農林水産業費
(項) 5 農業費

(単位：千円)

18	5	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		農林水産業費	760,750	3,233	763,983		3,233
		農業費	434,424	2,772	437,196		2,772
	3	農業委員会費	17,546	419	17,965		419
	6	農業総務費	75,903	2,353	78,256		2,353

(一般会計)

区 分	金 額	節	
		説	明
2 給 料	260	1 職員給与費	419
		給料	(260)
3 職員手当等	113	職員手当等	(113)
		共済費	(46)
4 共 済 費	46		
2 給 料	1,350	1 職員給与費	1,855
		給料	(1,062)
3 職員手当等	677	職員手当等	(547)
		共済費	(246)
4 共 済 費	326	2 会計年度任用職員給与費	498
		給料	(288)
		職員手当等	(130)
		共済費	(80)

(款) 18 農林水産業費
(項) 10 林業費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 林業費	107,295	230	107,525		230
3 林業総務費	26,495	230	26,725		230

区 分	金 額	説 明	
2 給 料	122	1 職員給与費	230
		給料	(122)
3 職員手当等	63	職員手当等	(63)
		共済費	(45)
4 共 済 費	45		

(一般会計)

(款) 18 農林水産業費
(項) 15 水産業費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 水産業費	219,031	231	219,262		231
3 水産業総務費	5,968	231	6,199		231

区 分	金 額	説 明	
2 給 料	132	1 職員給与費	231
		給料	(132)
3 職員手当等	68	職員手当等	(68)
		共済費	(31)
4 共 済 費	31		

(一般会計)

(款) 21 商工費
(項) 5 商工費

(単位：千円)

21	5	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	2,499,290	208,465	2,707,755	150,000	58,465
		商工費	2,499,290	208,465	2,707,755	150,000	58,465
	3	商工総務費	79,514	2,582	82,096		2,582
	6	商工業振興費	1,434,595	200,000	1,634,595	国庫支出金 150,000	50,000
	9	観光費	506,077	5,424	511,501		5,424
	15	貿易振興費	97,077	459	97,536		459

(一般会計)

区分	金額	節	
		説明	
2 給料	1,492	1 職員給与費	2,139
		給料	(1,234)
3 職員手当等	766	職員手当等	(641)
		共済費	(264)
4 共済費	324	2 会計年度任用職員給与費	443
		給料	(258)
		職員手当等	(125)
		共済費	(60)
12 委託料	200,000	1 消費喚起推進事業費	200,000
		委託料	(200,000)
2 給料	2,800	1 職員給与費	4,340
		給料	(2,171)
3 職員手当等	2,036	職員手当等	(1,721)
		共済費	(448)
4 共済費	588	2 会計年度任用職員給与費	1,084
		給料	(629)
		職員手当等	(315)
		共済費	(140)
2 給料	253	1 職員給与費	459
		給料	(253)
3 職員手当等	148	職員手当等	(148)
		共済費	(58)
4 共済費	58		

(款) 24 土木費
(項) 5 土木管理費

(単位：千円)

24	5	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			土木費	3,795,019	108,646	3,903,665	94,950	13,696
			土木管理費	107,729	3,232	110,961		3,232
			土木総務費	107,729	3,232	110,961		3,232

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	1,788	1 職員給与費	2,736
		給料	(1,488)
3 職員手当等	1,057	職員手当等	(921)
		共済費	(327)
4 共 済 費	387	2 会計年度任用職員給与費	496
		給料	(300)
		職員手当等	(136)
		共済費	(60)

(一般会計)

(款) 24 土木費
(項) 10 道路橋りょう費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 道路橋りょう費	1,005,072	95,953	1,101,025	94,950	1,003
3 道路維持費	713,875	72,000	785,875	国庫支出金 36,000 市債 36,000	
6 道路新設改良費	233,836	23,953	257,789	国庫支出金 12,650 市債 10,300	1,003

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明	
		14	72,000	1	道路改修事業費 工事請負費
					72,000 (72,000)
		2	508	1	職員給与費
					給料
					953 (508)
		3	344		職員手当等
					共済費
					(344) (101)
		4	101	2	道路改良事業費(補助)
					工事請負費
					23,000 (23,000)
		14	23,000		

(款) 24 土木費
(項) 15 河川費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 河川費	92,519	498	93,017		498
6 河川改良費	91,294	498	91,792		498

区 分	金 額	説 明	
2 給 料	252	1 職員給与費	498
		給料	(252)
3 職員手当等	194	職員手当等	(194)
		共済費	(52)
4 共 済 費	52		

(一般会計)

(款) 24 土木費
(項) 25 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
25 都市計画費	1,675,380	4,973	1,680,353		4,973
3 都市計画総務費	1,506,868	4,973	1,511,841		4,973

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
		節	
2 給 料	2,477	1 職員給与費	4,105
		給料	(2,333)
3 職員手当等	1,361	職員手当等	(1,289)
		共済費	(483)
4 共 済 費	515	2 会計年度任用職員給与費	248
		給料	(144)
27 繰 出 金	620	職員手当等	(72)
		共済費	(32)
		3 下水道事業会計繰出金	620
		繰出金	(620)

(款) 24 土木費
(項) 30 住宅費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
30 住宅費	621,308	3,990	625,298		3,990
3 住宅総務費	129,302	1,952	131,254		1,952
6 住宅管理費	492,006	2,038	494,044		2,038

区 分	金 額	説 明	
		節	
2 給 料	1,103	1 職員給与費	1,952
		給料	(1,103)
3 職員手当等	616	職員手当等	(616)
4 共 済 費	233	共済費	(233)
2 給 料	1,090	1 職員給与費	2,038
		給料	(1,090)
3 職員手当等	681	職員手当等	(681)
4 共 済 費	267	共済費	(267)

(一般会計)

(款) 27 消防費
(項) 5 消防費

(単位：千円)

27	5	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			消 防 費	1,088,618	22,364	1,110,982		22,364
			消 防 費	1,088,618	22,364	1,110,982		22,364
			消 防 費	1,088,618	22,364	1,110,982		22,364

区 分	節	金 額	説 明	
18	負担金補助 及び交付金	22,364	1	消防本部負担金 負担金補助及び交付金
				22,364 (22,364)

(一般会計)

(款) 30 教育費
(項) 5 教育総務費

(単位:千円)

30	5	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	5,235,489	54,362	5,289,851	232	54,130
	5	教育総務費	936,065	7,659	943,724		7,659
	6	事務局費	309,608	5,619	315,227		5,619
	9	ハートフル・スクール費	28,976	1,100	30,076		1,100
	12	給食センター費	398,838	940	399,778		940

(一般会計)

節		説明	金額
区分	金額		
1	報酬	1 職員給与費(特別職) 職員手当等	48 (40)
2	給料	2 職員給与費(一般職) 給料	4,472 (2,620)
3	職員手当等	職員手当等	(1,372)
4	共済費	共済費	(480)
		3 会計年度任用職員給与費 給料	718 (436)
		職員手当等	(206)
		共済費	(76)
		4 働き方改善推進事業費 報酬	381 (381)
1	報酬	1 会計年度任用職員給与費 給料	934 (549)
2	給料	職員手当等	(259)
3	職員手当等	共済費	(126)
4	共済費	2 教育相談支援事業費 報酬	166 (117)
		職員手当等	(49)
2	給料	1 職員給与費 給料	471 (254)
3	職員手当等	職員手当等	(133)
		共済費	(84)
4	共済費	2 会計年度任用職員給与費 給料	469 (275)
		職員手当等	(129)
		共済費	(65)

(款) 30 教育費
(項) 10 小学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 小学校費	1,117,915	12,391	1,130,306		12,391
3 学校管理費	540,907	9,872	550,779		9,872
6 教育振興費	577,008	2,519	579,527		2,519

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明	
1	報 酬		1,846	1 職員給与費	783
				給料	(450)
2	給 料		4,496	職員手当等	(225)
				共済費	(108)
3	職員手当等		2,587	2 会計年度任用職員給与費	9,089
				報酬	(1,846)
4	共 済 費		943	給料	(4,046)
				職員手当等	(2,362)
				共済費	(835)
1	報 酬		1,905	1 学校支援員配置事業費	2,497
				報酬	(1,905)
3	職員手当等		523	職員手当等	(511)
				共済費	(71)
4	共 済 費		77	旅費	(10)
				2 英語教育充実事業費	22
8	旅 費		14	職員手当等	(12)
				共済費	(6)
				旅費	(4)

(款) 30 教育費
(項) 15 中学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 中学校費	549,076	5,682	554,758		5,682
3 学校管理費	254,192	4,300	258,492		4,300
6 教育振興費	294,884	1,382	296,266		1,382

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		648	1 職員給与費 給料 441 (246)
2	給 料		2,046	職員手当等 共済費 (132) (63)
3	職員手当等		1,129	2 会計年度任用職員給与費 報酬 3,859 (648)
4	共 済 費		475	給料 (1,800) 職員手当等 (997)
8	旅 費		2	共済費 (412) 旅費 (2)
1	報 酬		934	1 学校支援員配置事業費 報酬 1,382 (934)
3	職員手当等		398	職員手当等 (398)
4	共 済 費		46	共済費 (46)
8	旅 費		4	旅費 (4)

(款) 30 教育費
(項) 20 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
20 幼稚園費	276,458	2,028	278,486	232	1,796
3 幼稚園費	275,179	2,028	277,207	国庫支出金 232	1,796

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		390	1 職員給与費 給料
				(449)
2	給 料		749	職員手当等 共済費
				(93)
3	職員手当等		508	2 会計年度任用職員給与費 報酬
				1,002 (390)
4	共 済 費		149	給料 職員手当等
				(256)
18	負担金補助 及び交付金		232	共済費
				(56)
				3 私立認定こども園物価高騰対策事業費 負担金補助及び交付金
				232 (232)

(款) 30 教育費
(項) 23 大学費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
23 大学費	450,079	164	450,243		164
3 大学費	450,079	164	450,243		164

区 分	金 額	説 明	
2 給 料	125	1 職員給与費	164
		給料	(125)
3 職員手当等	36	職員手当等	(36)
		共済費	(3)
4 共 済 費	3		

(一般会計)

(款) 30 教育費
(項) 25 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
25 社会教育費	1,265,767	21,111	1,286,878		21,111
3 社会教育総務費	143,208	5,013	148,221		5,013
9 公民館費	320,888	7,228	328,116		7,228
12 図書館費	144,039	3,725	147,764		3,725
21 少年愛護センター費	31,469	1,106	32,575		1,106

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明	
1	報 酬		68	1 職員給与費	3,521
				給料	(1,866)
2	給 料		2,718	職員手当等	(1,249)
				共済費	(406)
3	職員手当等		1,649	2 会計年度任用職員給与費	1,492
				報酬	(68)
4	共 済 費		578	給料	(852)
				職員手当等	(400)
				共済費	(172)
2	給 料		4,282	1 職員給与費	1,554
				給料	(889)
3	職員手当等		2,025	職員手当等	(450)
				共済費	(215)
4	共 済 費		921	2 会計年度任用職員給与費	5,674
				給料	(3,393)
				職員手当等	(1,575)
				共済費	(706)
1	報 酬		247	1 職員給与費	714
				給料	(398)
2	給 料		1,982	職員手当等	(227)
				共済費	(89)
3	職員手当等		1,048	2 会計年度任用職員給与費	3,011
				報酬	(247)
4	共 済 費		448	給料	(1,584)
				職員手当等	(821)
				共済費	(359)
1	報 酬		114	1 職員給与費	236
				給料	(130)
2	給 料		546	職員手当等	(78)
				共済費	(28)

(款) 30 教育費
(項) 25 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
24 少年自然の家費	48,911	1,004	49,915		1,004
30 プラザ萬象費	106,769	446	107,215		446
33 博物館費	82,416	1,652	84,068		1,652
36 山車会館費	35,515	937	36,452		937

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	315	2 会計年度任用職員給与費	870
		報酬	(114)
4 共 済 費	131	給料	(416)
		職員手当等	(237)
		共済費	(103)
2 給 料	559	1 職員給与費	513
		給料	(263)
3 職員手当等	331	職員手当等	(193)
		共済費	(57)
4 共 済 費	114	2 会計年度任用職員給与費	491
		給料	(296)
		職員手当等	(138)
		共済費	(57)
2 給 料	275	1 会計年度任用職員給与費	446
		給料	(275)
3 職員手当等	129	職員手当等	(129)
		共済費	(42)
4 共 済 費	42		
2 給 料	945	1 職員給与費	941
		給料	(526)
3 職員手当等	500	職員手当等	(304)
		共済費	(111)
4 共 済 費	207	2 会計年度任用職員給与費	711
		給料	(419)
		職員手当等	(196)
		共済費	(96)
2 給 料	540	1 会計年度任用職員給与費	937
		給料	(540)
3 職員手当等	271	職員手当等	(271)
		共済費	(126)
4 共 済 費	126		

(款) 30 教育費
(項) 30 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
30 保健体育費	640,129	5,327	645,456		5,327
3 体育総務費	71,230	2,901	74,131		2,901
12 運動公園管理費	451,254	2,426	453,680		2,426

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
		節	
2 給 料	1,668	1 職員給与費	1,504
		給料	(831)
3 職員手当等	915	職員手当等	(501)
		共済費	(172)
4 共 済 費	318	2 会計年度任用職員給与費	1,397
		給料	(837)
		職員手当等	(414)
		共済費	(146)
2 給 料	1,467	1 職員給与費	501
		給料	(273)
3 職員手当等	696	職員手当等	(140)
		共済費	(88)
4 共 済 費	263	2 会計年度任用職員給与費	1,925
		給料	(1,194)
		職員手当等	(556)
		共済費	(175)

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当 (年間支給 率(月分))	そ の 他 当 の 手 当	計				
補 正 後	長 等	4人		36,042	12,928 (3.5)	88	49,058	9,387	58,445	
	議 員	22	146,741				146,741	29,403	176,144	
	その他の 特別職	1,115	50,853				50,853		50,853	
	計	1,141	197,594	36,042	12,928	88	246,652	38,790	285,442	
補 正 前	長 等	4		36,042	12,744 (3.45)	86	48,872	9,370	58,242	
	議 員	22	146,197				146,197	29,403	175,600	
	その他の 特別職	966	49,021				49,021		49,021	
	計	992	195,218	36,042	12,744	86	244,090	38,773	282,863	
比 較	長 等	0		0	184 (0.05)	2	186	17	203	
	議 員	0	544				544	0	544	
	その他の 特別職	149	1,832				1,832		1,832	
	計	149	2,376	0	184	2	2,562	17	2,579	

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(344) 人 815	350,780	2,692,547	1,650,027	4,693,354	910,266	5,603,620	
補 正 前	(344) 815	333,071	2,587,122	1,573,038	4,493,231	887,105	5,380,336	
比 較	(0) 0	17,709	105,425	76,989	200,123	23,161	223,284	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	特殊勤務手 当
	補 正 後	655,887	532,370	221,429	45,885	28,382	82,977	1,820
	補 正 前	624,514	505,665	203,539	45,885	27,713	82,977	1,820
	比 較	31,373	26,705	17,890	0	669	0	0
	区 分	住居手当	管理職員特 別勤務手当	退職手当	地域手当			計
	補 正 後	29,701	822	49,442	1,312			1,650,027
	補 正 前	29,701	522	49,442	1,260			1,573,038
	比 較	0	300	0	52			76,989

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	513 ^人		1,855,707	1,191,789	3,047,496	614,594	3,662,090	
補 正 前	513		1,792,346	1,140,739	2,933,085	600,779	3,533,864	
比 較	0		63,361	51,050	114,411	13,815	128,226	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	特殊勤務手 当
	補 正 後	422,627	338,327	199,936	45,885	19,669	82,977	1,091
	補 正 前	404,548	323,065	183,140	45,885	19,108	82,977	1,091
	比 較	18,079	15,262	16,796	0	561	0	0
	区 分	住居手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	地域手当			計
	補 正 後	29,701	822	49,442	1,312			1,191,789
	補 正 前	29,701	522	49,442	1,260			1,140,739
	比 較	0	300	0	52			51,050

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(344) 人 302	350,780	836,840	458,238	1,645,858	295,672	1,941,530	
補 正 前	(344) 302	333,071	794,776	432,299	1,560,146	286,326	1,846,472	
比 較	(0) 0	17,709	42,064	25,939	85,712	9,346	95,058	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	超 過 勤 務 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当		計
	補 正 後	233,260	194,043	21,493	8,713	729		458,238
	補 正 前	219,966	182,600	20,399	8,605	729		432,299
	比 較	13,294	11,443	1,094	108	0		25,939

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	105,425	給与改定に伴う増減分	105,425	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 4.1% 給与改定実施時期 7年4月
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	76,989	制度改正に伴う増減分	13,023	期末手当 6,288 勤勉手当 6,066 通勤手当 669
		その他の増減分	63,966	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職(1)	行政職(2)	医療職(2)	医療職(3)
給与改定後	平均給料月額(円)	318,041	288,643	311,825	315,817
	平均給与月額(円)	376,580	304,244	344,573	354,022
	平均年齢(歳)	39.11	50.7	43.5	41.7
給与改定前	平均給料月額(円)	307,086	279,443	301,913	305,537
	平均給与月額(円)	364,581	295,001	333,841	342,856
	平均年齢(歳)	39.11	50.7	43.5	41.7

イ 初任給

区 分	行政職(1)	行政職(2)	医療職(2)	医療職(3)	国の制度	
					行政職(1)	
給与改定後	高 校 卒	200,300 円	198,200 円	円	円	200,300 円
	大 学 卒	232,000				232,000
給与改定前	高 校 卒	188,000	185,700			188,000
	大 学 卒	220,000				220,000

ウ 級別職員数

区分	行政職(1)			行政職(2)			医療職(2)			医療職(3)		
	職務の級	職員数(人)	構成比(%)									
七 年 十 二 月 一 日 現 在	1級	94	19.7	1級			1級			1級		
	2級	102	21.4	2級			2級	5	55.6	2級	10	50.0
	3級	115	24.1	3級			3級	2	22.2	3級	7	35.0
	4級	60	12.6	4級	7	100.0	4級	2	22.2	4級	2	10.0
	5級	48	10.1	5級			5級			5級		
	6級	30	6.3				6級			6級	1	5.0
	7級	14	2.9				7級					
	8級	14	2.9									
	計	477	100.0	計	7	100.0	計	9	100.0	計	20	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行政職(1)	主 事	主 査	係 長	課長補佐	主 幹	課 長	副部長	部 長

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.3 (1.2)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	
補 正 前	2.3 (1.2)	2.3 (1.2)	4.6 (2.4)	有	
国 の 制 度	2.3 (1.2)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	

※支給期別支給率及び支給率計の()内は、再任用職員の支給率

オ 地域手当

支 給 対 象 地 域	東 京 都 (特 別 区)	
支 給 率 (%)	20	
支 給 対 象 職 員 数 (人)	2	
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	20	

カ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み				当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還 見込額	当該年度末現在高見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額		補正前の額	補正額	補正後の額
1 普通債	19,419,578	24,038,438	2,514,700	46,300	2,561,000	1,432,979	25,120,159	46,300	25,166,459
(1) 土木	5,372,787	5,246,605	733,500	46,300	779,800	478,324	5,501,781	46,300	5,548,081
合 計	29,105,471	32,973,654	2,545,400	46,300	2,591,700	2,284,381	33,234,673	46,300	33,280,973

第 119 号 議 案

令和 7 年度敦賀市国民健康保険 (事業勘定の部及び施設勘定の部) 特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 7 年度敦賀市の国民健康保険 (事業勘定の部及び施設勘定の部) 特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 事業勘定の部の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,595 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,782,356 千円とする。
- 2 施設勘定の部の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 614 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,872 千円とする。
- 3 事業勘定の部及び施設勘定の部の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

(事業勘定の部)

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
27 繰入金		474,850	4,595	479,445
	5 他会計繰入金	474,850	4,595	479,445
歳入合計		5,777,761	4,595	5,782,356

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 総務費		129,063	3,625	132,688
	5 総務管理費	80,298	2,303	82,601
	10 徴 税 費	48,503	1,322	49,825
24 保健事業費		53,049	356	53,405
	5 特定健康診査等事業費	43,253	356	43,609
30 諸支出金		41,482	614	42,096
	10 繰 出 金	30,481	614	31,095
歳 出 合 計		5,777,761	4,595	5,782,356

2 歳 入

(款) 27 繰入金
(項) 5 他会計繰入金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
27	繰入金	474,850	4,595	479,445
	5 他会計繰入金	474,850	4,595	479,445
	3 一般会計繰入金	474,850	4,595	479,445

節		金額	説 明
区 分			
25	職員給与費等繰入金	3,981	1 職員給与費等繰入金
40	その他一般会計繰入金	614	1 その他一般会計繰入金

(国民健康保険(事業勘定の部)特別会計)

3 歳 出

(款) 3 総務費
(項) 5 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 総務費	129,063	3,625	132,688	3,625	
5 総務管理費	80,298	2,303	82,601	2,303	
3 一般管理費	80,298	2,303	82,601	繰入金 2,303	

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬	9	1 職員給与費	1,113
			給料	(625)
2	給 料	1,319	職員手当等	(339)
			共済費	(149)
3	職員手当等	665	2 会計年度任用職員給与費	1,190
			報酬	(9)
4	共 済 費	310	給料	(694)
			職員手当等	(326)
			共済費	(161)

(国民健康保険(事業勘定の部)特別会計)

(款) 3 総務費
(項) 10 徴税費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 徴 税 費	48,503	1,322	49,825	1,322	
3 賦課徴収費	48,503	1,322	49,825	繰入金 1,322	

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬	13	1 職員給与費	844
			給料	(479)
2	給 料	767	職員手当等	(260)
			共済費	(105)
3	職員手当等	394	2 会計年度任用職員給与費	478
			報酬	(13)
4	共 済 費	148	給料	(288)
			職員手当等	(134)
			共済費	(43)

(国民健康保険(事業勘定の部)特別会計)

(款) 24 保健事業費
(項) 5 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

24	5	保健事業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		保健事業費	53,049	356	53,405	356	
		特定健康診査等事業費	43,253	356	43,609	356	
	3	特定健康診査等事業費	43,253	356	43,609	繰入金 356	

節		説明	
区分	金額		
1	報酬	77	1 会計年度任用職員給与費 報酬 (77)
2	給料	147	給料 (147)
3	職員手当等	95	職員手当等 (95)
4	共済費	37	共済費 (37)

(国民健康保険(事業勘定の部)特別会計)

(款) 30 諸支出金
(項) 10 繰出金

(単位：千円)

30	10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		諸支出金	41,482	614	42,096	614	
		繰出金	30,481	614	31,095	614	
	3	直営診療施設勘定繰出金	30,481	614	31,095	繰入金 614	

節		区 分	金 額	説 明
		27 繰出金	614	1 施設勘定繰出金 繰出金 614 (614)

(国民健康保険(事業勘定の部)特別会計)

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(13)人 18	1,613	57,064	30,587	89,264	17,595	106,859	
補正前	(13) 18	1,514	54,831	29,433	85,778	17,100	102,878	
比較	(0) 0	99	2,233	1,154	3,486	495	3,981	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	特殊勤務手当
	補正後	12,661	10,585	4,122	585	395	798	97
	補正前	12,048	10,052	4,122	585	387	798	97
	比較	613	533	0	0	8	0	0
	区分	住居手当						計
	補正後	1,344						30,587
	補正前	1,344						29,433
	比較	0						1,154

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	10 ^人		33,662	20,735	54,397	11,188	65,585	
補 正 前	10		32,558	20,136	52,694	10,934	63,628	
比 較	0		1,104	599	1,703	254	1,957	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後	7,486	6,230	3,995	585	251	798	46
	補 正 前	7,171	5,954	3,995	585	243	798	46
	比 較	315	276	0	0	8	0	0
	区 分	住居手当						計
	補 正 後	1,344						20,735
	補 正 前	1,344						20,136
	比 較	0						599

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(13) 人 8	1,613	23,402	9,852	34,867	6,407	41,274	
補 正 前	(13) 8	1,514	22,273	9,297	33,084	6,166	39,250	
比 較	(0) 0	99	1,129	555	1,783	241	2,024	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	超 過 勤 務 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当		計
	補 正 後	5,175	4,355	127	144	51		9,852
	補 正 前	4,877	4,098	127	144	51		9,297
	比 較	298	257	0	0	0		555

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	2,233	給与改定に伴う増減分	2,233	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 4.1% 給与改定実施時期 7年4月
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	1,154	制度改正に伴う増減分	249	期末手当 121 勤勉手当 120 通勤手当 8
		その他の増減分	905	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職(1)	行政職(2)	医療職(2)	医療職(3)
給与改定後	平均給料月額(円)	312,722			
	平均給与月額(円)	363,680			
	平均年齢(歳)	40.0			
給与改定前	平均給料月額(円)	302,411			
	平均給与月額(円)	352,534			
	平均年齢(歳)	40.0			

イ 初任給

区 分	行政職(1)	行政職(2)	医療職(2)	医療職(3)	国の制度
					行政職(1)
給与改定後	200,300 ^円	^円	^円	^円	200,300 ^円
	232,000				232,000
給与改定前	188,000				188,000
	220,000				220,000

ウ 級別職員数

区分	行政職(1)			行政職(2)			医療職(2)			医療職(3)		
	職務の級	職員数(人)	構成比(%)									
七 年 十 二 月 一 日 現 在	1級			1級			1級			1級		
	2級	6	60.0	2級			2級			2級		
	3級	2	20.0	3級			3級			3級		
	4級	1	10.0	4級			4級			4級		
	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	10.0				6級			6級		
	7級						7級					
	8級											
	計	10	100.0	計			計			計		

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
行政職(1)	主事	主査	係長	課長補佐	主幹	課長	副部長	部長

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.3	2.35	4.65	有	
補 正 前	2.3	2.3	4.6	有	
国 の 制 度	2.3	2.35	4.65	有	

オ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

(施設勘定の部)

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		30,481	614	31,095
	5 事業勘定繰入金	30,481	614	31,095
歳入	合計	34,258	614	34,872

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 総務費		27,541	614	28,155
	5 施設管理費	27,541	614	28,155
歳 出	合 計	34,258	614	34,872

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 総務費	27,541	614	28,155
歳出合計	34,258	614	34,872

(単位：千円)

補正額の財源内訳				一般財源
特定財源			その他	
国庫支出金	県支出金	地方債		その他
			614	
			614	

2 歳 入

(款) 9 繰入金
(項) 5 事業勘定繰入金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	繰入金	30,481	614	31,095
5	事業勘定繰入金	30,481	614	31,095
3	事業勘定繰入金	30,481	614	31,095

節		区 分	金 額	説 明
5	事業勘定繰入金		614	1 事業勘定繰入金

(国民健康保険(施設勘定の部)特別会計)

3 歳 出

(款) 3 総務費
(項) 5 施設管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 総務費	27,541	614	28,155	614	
5 施設管理費	27,541	614	28,155	614	
3 一般管理費	27,541	614	28,155	繰入金 614	

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		84	1 会計年度任用職員給与費 報酬 (84)
2	給 料		285	給料 (285)
3	職員手当等		179	職員手当等 (179)
4	共 済 費		66	共済費 (66)

(国民健康保険(施設勘定の部)特別会計)

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(3)人 2	11,086	6,831	6,436	24,353	2,086	26,439	
補正前	(3) 2	11,002	6,546	6,257	23,805	2,020	25,825	
比較	(0) 0	84	285	179	548	66	614	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職員 手当 の内 訳	区分	期末手当	勤勉手当	通勤手当				計
	補正後	3,467	2,918	51				6,436
	補正前	3,373	2,833	51				6,257
	比較	94	85	0				179

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(3) 人 2	11,086	6,831	6,436	24,353	2,086	26,439	
補 正 前	(3) 2	11,002	6,546	6,257	23,805	2,020	25,825	
比 較	(0) 0	84	285	179	548	66	614	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当				計
	補 正 後	3,467	2,918	51				6,436
	補 正 前	3,373	2,833	51				6,257
	比 較	94	85	0				179

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	285	給与改定に伴う増減分	285	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 4.4% 給与改定実施時期 7年4月
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	179	制度改正に伴う増減分	68	期末手当 34 勤勉手当 34
		その他の増減分	111	

第 120 号 議 案

令和 7 年度敦賀市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度敦賀市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,080 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

6,175,060 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保険料		1,327,460	338	1,327,798
	5 介護保険料	1,327,460	338	1,327,798
9 国庫支出金		1,410,215	432	1,410,647
	10 国庫補助金	371,846	432	372,278
12 支払基金交付金		1,604,714	271	1,604,985
	5 支払基金交付金	1,604,714	271	1,604,985
15 県支出金		849,042	216	849,258
	15 県補助金	35,344	216	35,560
21 繰入金		943,602	3,823	947,425
	5 一般会計繰入金	943,602	3,823	947,425
歳入合計		6,169,980	5,080	6,175,060

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 総務費		137,239	3,607	140,846
	5 総務管理費	87,690	2,705	90,395
	15 介護認定審査会費	44,696	902	45,598
9 地域支援事業費		261,534	1,473	263,007
	8 一般介護予防事業費	28,014	1,004	29,018
	10 包括的支援事業・任意事業費	39,259	469	39,728
歳 出	合 計	6,169,980	5,080	6,175,060

2 歳 入

(款) 3 保険料
(項) 5 介護保険料

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	保 険 料	1,327,460	338	1,327,798
5	介護保険料	1,327,460	338	1,327,798
3	第1号被保険者保険料	1,327,460	338	1,327,798
9	国庫支出金	1,410,215	432	1,410,647
10	国庫補助金	371,846	432	372,278
15	地域支援事業交付金	15,116	181	15,297
16	介護予防・日常生活支援総合事業交付金	55,572	251	55,823
12	支払基金交付金	1,604,714	271	1,604,985
5	支払基金交付金	1,604,714	271	1,604,985
7	介護予防・日常生活支援総合事業支援交付金	66,076	271	66,347
15	県支出金	849,042	216	849,258
15	県補助金	35,344	216	35,560
6	地域支援事業交付金	7,558	90	7,648
7	介護予防・日常生活支援総合事業交付金	27,786	126	27,912
21	繰 入 金	943,602	3,823	947,425
5	一般会計繰入金	943,602	3,823	947,425
6	地域支援事業繰入金	7,557	90	7,647
7	介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	27,785	126	27,911
9	その他一般会計繰入金	137,234	3,607	140,841

(介護保険特別会計)

節		金額	説 明
区 分			
5	現年度分特別徴収保険料	338	1 現年度分特別徴収保険料
5	現年度分	181	1 地域支援事業交付金
5	現年度分	251	1 介護予防・日常生活支援総合事業交付金
5	現年度分	271	1 介護予防・日常生活支援総合事業支援交付金
5	現年度分	90	1 地域支援事業交付金
5	現年度分	126	1 介護予防・日常生活支援総合事業交付金
5	地域支援事業繰入金	90	1 地域支援事業繰入金
5	介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	126	1 介護予防・日常生活支援総合事業繰入金
5	職員給与費等繰入金	3,607	1 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 3 総務費
(項) 5 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 総務費	137,239	3,607	140,846	3,607	
5 総務管理費	87,690	2,705	90,395	2,705	
3 一般管理費	87,690	2,705	90,395	繰入金 2,705	

区 分	金 額	説 明	
		節	
2 給 料	1,567	1 職員給与費	2,180
		給料	(1,258)
3 職員手当等	809	職員手当等	(663)
		共済費	(259)
4 共 済 費	329	2 会計年度任用職員給与費	525
		給料	(309)
		職員手当等	(146)
		共済費	(70)

(介護保険特別会計)

(款) 3 総務費
(項) 15 介護認定審査会費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 介護認定審査会費	44,696	902	45,598	902	
6 認定調査費	39,437	902	40,339	繰入金 902	

区 分	金 額	説 明	
2 給 料	524	1 会計年度任用職員給与費	902
		給料	(524)
3 職員手当等	252	職員手当等	(252)
4 共 済 費	126	共済費	(126)

(介護保険特別会計)

(款) 9 地域支援事業費
 (項) 8 一般介護予防事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		地域支援事業費	261,534	1,473	263,007	1,135	338
	8	一般介護予防事業費	28,014	1,004	29,018	774	230
		3 一般介護予防事業費	28,014	1,004	29,018	国庫支出金 251 県支出金 126 基金交付金 271 繰入金 126	230

区分	金額	説明	
		節	明
2 給料	587	1 職員給与費	479
		給料	(278)
3 職員手当等	283	職員手当等	(137)
		共済費	(64)
4 共済費	134	2 介護予防普及啓発事業費	525
		給料	(309)
		職員手当等	(146)
		共済費	(70)

(介護保険特別会計)

(款) 9 地域支援事業費
 (項) 10 包括的支援事業・任意事業費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 包括的支援事業・任意事業費	39,259	469	39,728	361	108
15 任意事業費	30,937	469	31,406	国庫支出金 181 県支出金 90 繰入金 90	108

(介護保険特別会計)

節		区 分	金 額	説 明	
2	給 料		275	1 介護費用適正化事業費	225
				給料	(131)
3	職員手当等		130	職員手当等	(63)
				共済費	(31)
4	共 済 費		64	2 家族介護継続支援事業費	244
				給料	(144)
				職員手当等	(67)
				共済費	(33)

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(0)人 22		74,837	36,453	111,290	23,308	134,598	
補正前	(0) 22		71,884	34,979	106,863	22,655	129,518	
比較	(0) 0		2,953	1,474	4,427	653	5,080	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	特殊勤務手当
	補正後	16,085	13,536	4,524	276	541	832	11
	補正前	15,302	12,852	4,524	276	534	832	11
	比較	783	684	0	0	7	0	0
	区分	住居手当						計
	補正後	648						36,453
	補正前	648						34,979
	比較	0						1,474

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	12 ^人		44,168	24,080	68,248	14,356	82,604	
補 正 前	12		42,632	23,280	65,912	14,033	79,945	
比 較	0		1,536	800	2,336	323	2,659	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	超 過 勤 務 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	9,624	8,099	4,305	276	285	832	11
	補 正 前	9,201	7,727	4,305	276	280	832	11
	比 較	423	372	0	0	5	0	0
	区 分	住 居 手 当						計
	補 正 後	648						24,080
	補 正 前	648						23,280
	比 較	0						800

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(0) 人 10		30,669	12,373	43,042	8,952	51,994	
補 正 前	(0) 10		29,252	11,699	40,951	8,622	49,573	
比 較	(0) 0		1,417	674	2,091	330	2,421	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	超 過 勤 務 手 当	通 勤 手 当			計
	補 正 後	6,461	5,437	219	256			12,373
	補 正 前	6,101	5,125	219	254			11,699
	比 較	360	312	0	2			674

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	2,953	給与改定に伴う増減分	2,953	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 4.1% 給与改定実施時期 7年4月
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	1,474	制度改正に伴う増減分	317	期末手当 155 勤勉手当 155 通勤手当 7
		その他の増減分	1,157	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職(1)	行政職(2)	医療職(2)	医療職(3)
給与改定後	平均給料月額(円)	287,688			342,725
	平均給与月額(円)	327,768			402,387
	平均年齢(歳)	44.2			41.9
給与改定前	平均給料月額(円)	277,300			331,400
	平均給与月額(円)	316,173			389,914
	平均年齢(歳)	44.2			41.9

イ 初任給

区 分	行政職(1)	行政職(2)	医療職(2)	医療職(3)	国の制度
					行政職(1)
給与改定後	円 200,300	円	円	円	円 200,300
	232,000				232,000
給与改定前	188,000				188,000
	220,000				220,000

ウ 級別職員数

区分	行政職(1)			行政職(2)			医療職(2)			医療職(3)		
	職務の級	職員数(人)	構成比(%)									
七 年 十 二 月 一 日 現 在	1級	2	25.0	1級			1級			1級		
	2級	1	12.5	2級			2級			2級	2	50.0
	3級	4	50.0	3級			3級			3級		
	4級	1	12.5	4級			4級			4級	1	25.0
	5級			5級			5級			5級		
	6級						6級			6級	1	25.0
	7級						7級					
	8級											
	計	8	100.0	計			計			計	4	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行政職(1)	主 事	主 査	係 長	課長補佐	主 幹	課 長	副部長	部 長

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.3	2.35	4.65	有	
補 正 前	2.3	2.3	4.6	有	
国 の 制 度	2.3	2.35	4.65	有	

オ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

第 121 号 議 案

令和 7 年度敦賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度敦賀市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 243 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,045,416 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		220,487	243	220,730
	5 一般会計繰入金	220,487	243	220,730
歳入	合計	1,045,173	243	1,045,416

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 総務費		16,354	243	16,597
	10 徴収費	11,069	243	11,312
歳 出	合 計	1,045,173	243	1,045,416

2 歳 入

(款) 12 繰入金
(項) 5 一般会計繰入金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
12	繰入金	220,487	243	220,730
5	一般会計繰入金	220,487	243	220,730
3	事務費繰入金	12,661	243	12,904

節		金額	説 明
区 分			
5	事務費繰入金	243	1 事務費繰入金

(後期高齢者医療特別会計)

3 歳 出

(款) 3 総務費
(項) 10 徴収費

(単位：千円)

3	10	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	16,354	243	16,597	243	
			徴 収 費	11,069	243	11,312	243	
			徴 収 費	11,069	243	11,312	繰入金	
							243	

(後期高齢者医療特別会計)

区 分	金 額	節	
		説	明
2	給 料	144	
3	職員手当等	99	
1	会計年度任用職員給与費		243
	給料		(144)
	職員手当等		(99)

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(0)人 1		2,784	1,197	3,981	804	4,785	
補正前	(0) 1		2,640	1,098	3,738	804	4,542	
比 較	(0) 0		144	99	243	0	243	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当			計
	補 正 後	586	493	67	51			1,197
	補 正 前	550	462	35	51			1,098
	比 較	36	31	32	0			99

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(0) 人 1		2,784	1,197	3,981	804	4,785	
補 正 前	(0) 1		2,640	1,098	3,738	804	4,542	
比 較	(0) 0		144	99	243	0	243	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当			計
	補 正 後	586	493	67	51			1,197
	補 正 前	550	462	35	51			1,098
	比 較	36	31	32	0			99

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	144	給与改定に伴う増減分	144	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 5.5% 給与改定実施時期 7年4月
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	99	制度改正に伴う増減分	12	期末手当 6 勤勉手当 6
		その他の増減分	87	

第 1 2 2 号 議 案

令和 7 年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度市立敦賀病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度市立敦賀病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 病院事業費用	9,494,270千円	261,150千円	9,755,420千円
第 1 項 医業費用	9,260,381千円	259,630千円	9,520,011千円
第 2 項 医業外費用	214,318千円	1,520千円	215,838千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	4,863,790千円	261,150千円	5,124,940千円

令和 7 年 1 2 月 1 9 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

令和7年度市立敦賀病院事業会計予算実施計画補正
収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用			9,494,270	261,150	9,755,420
	1 医業費用		9,260,381	259,630	9,520,011
		1 給与費	4,867,781	259,630	5,127,411
	2 医業外費用		214,318	1,520	215,838
		4 訪問看護 ステーション費	32,621	1,520	34,141

令和7年度市立敦賀病院事業会計補正予算実施計画説明書
収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	病院事業費用		9,494,270	261,150	9,755,420	
1	医業費用		9,260,381	259,630	9,520,011	
	1	給 与 費	4,867,781	259,630	5,127,411	
		1 給 料	2,125,568	84,090	2,209,658	給与改定に伴う補正
		2 手 当 等	1,532,349	47,190	1,579,539	給与改定等に伴う補正 期末手当等
		3 賞与引当金 繰 入 額	274,044	28,684	302,728	給与改定等に伴う補正
		4 法定福利費	677,090	5,261	682,351	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
		5 法定福利費 引当金繰入額	46,995	2,649	49,644	給与改定等に伴う補正
		6 退職給付費	211,735	91,756	303,491	給与改定等に伴う補正
2	医業外費用		214,318	1,520	215,838	
	4	訪 問 看 護 ステーション費	32,621	1,520	34,141	
		1 給 料	16,511	675	17,186	給与改定に伴う補正
		2 手 当 等	6,574	223	6,797	給与改定等に伴う補正 期末手当等
		3 賞与引当金 繰 入 額	2,050	121	2,171	給与改定等に伴う補正
		4 法定福利費	4,068	39	4,107	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
		5 法定福利費 引当金繰入額	433	53	486	給与改定等に伴う補正
		6 退職給付費	923	409	1,332	給与改定等に伴う補正

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	1 人	(100) 人 567		2,226,844	2,161,508	4,388,352	736,588	5,124,940
補 正 前	1	(100) 567		2,142,079	1,993,125	4,135,204	728,586	4,863,790
比 較	0	(0) 0		84,765	168,383	253,148	8,002	261,150

※職員数の（ ）内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手当	休日給	扶養手当	通勤手当	管理職手当
	補 正 後	488,165	394,661	306,612	10,286	35,554	31,258	33,765
	補 正 前	455,433	367,739	302,337	10,286	35,554	30,617	33,765
	比 較	32,732	26,922	4,275	0	0	641	0
手 当 の 内 訳	区 分	単身赴任手当	宿日直手当	特殊勤務手当	夜勤手当	地域手当	住居手当	管理職員特別勤務手当
	補 正 後	1,890	43,551	391,273	31,173	57,157	25,832	5,508
	補 正 前	1,890	41,214	384,105	30,694	55,493	25,832	5,508
	比 較	0	2,337	7,168	479	1,664	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	退職給付費						計
	補 正 後	304,823						2,161,508
	補 正 前	212,658						1,993,125
	比 較	92,165						168,383

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	1 人	445 人		1,682,392	1,852,926	3,535,318	612,482	4,147,800
補 正 前	1	445		1,624,417	1,712,831	3,337,248	607,848	3,945,096
比 較	0	0		57,975	140,095	198,070	4,634	202,704

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手当	休 日 給	扶養手当	通勤手当	管理職手当
	補 正 後	380,845	305,439	285,013	9,554	35,554	26,191	33,765
	補 正 前	354,062	283,765	281,280	9,554	35,554	25,595	33,765
	比 較	26,783	21,674	3,733	0	0	596	0
手 当 の 内 訳	区 分	単身赴任手当	宿日直手当	特殊勤務手当	夜勤手当	地域手当	住居手当	管理職員特別勤務手当
	補 正 後	1,890	39,285	363,150	30,322	57,157	25,832	5,508
	補 正 前	1,890	37,207	356,559	29,843	55,493	25,832	5,508
	比 較	0	2,078	6,591	479	1,664	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	退職給付費						計
	補 正 後	253,421						1,852,926
	補 正 前	176,924						1,712,831
	比 較	76,497						140,095

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	人	(100) 人 122		544,452	308,582	853,034	124,106	977,140
補 正 前		(100) 122		517,662	280,294	797,956	120,738	918,694
比 較		(0) 0		26,790	28,288	55,078	3,368	58,446

※職員数の（ ）内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	休 日 給	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後	107,320	89,222	21,599	732	5,067	4,266	28,123
	補 正 前	101,371	83,974	21,057	732	5,022	4,007	27,546
	比 較	5,949	5,248	542	0	45	259	577
	区 分	夜勤手当	退職給付費					計
	補 正 後	851	51,402					308,582
	補 正 前	851	35,734					280,294
	比 較	0	15,668					28,288

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	84,765	給与改定に伴う増減分	84,765	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 4.0% 給与改定実施時期 7年4月
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
手当	168,383	制度改正に伴う増減分	12,190	期末手当 4,693 勤勉手当 4,519 通勤手当 641 宿日直手当 2,337
		その他の増減分	156,193	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行政職(1)	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
給与改定後	平均給料月額(円)	305,758	470,181	299,951	304,051
	平均給与月額(円)	385,711	1,156,096	410,072	392,433
	平均年齢(歳)	43.2	41.7	39.1	37.9
給与改定前	平均給料月額(円)	294,982	455,342	289,507	293,024
	平均給与月額(円)	373,296	1,122,369	397,321	380,204
	平均年齢(歳)	43.2	41.7	39.1	37.9

(2) 初任給

区 分	行政職(1)	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	一般会計の制度
					行政職(1)
	円	円	円	円	円
給与改定後	医大卒	380,800			
	薬大卒		256,000		
	大学卒	232,000		239,800	269,100
	短大卒	216,500		232,900	263,400
	高校卒	200,300			
	准看護師養成所卒				221,700
給与改定前	医大卒		366,200		
	薬大卒			244,400	
	大学卒	220,000		227,400	255,400
	短大卒	204,400		220,500	249,400
	高校卒	188,000			
	准看護師養成所卒				207,700

(3) 級別職員数

区分	行政職(1)			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)		
	職務の級	職員数(人)	構成比(%)									
七 年 十 二 月 一 日 現 在	1級	8	24.2	1級	18	30.5	1級	2	2.3	1級	1	0.4
	2級	10	30.3	2級	19	32.2	2級	57	64.0	2級	213	80.6
	3級	8	24.3	3級	15	25.4	3級	18	20.2	3級	27	10.2
	4級	1	3.0	4級	6	10.2	4級	6	6.7	4級	1	0.4
	5級	2	6.1	5級	1	1.7	5級	1	1.1	5級	21	8.0
	6級	2	6.1				6級	3	3.4	6級	1	0.4
	7級	1	3.0				7級	2	2.3			
	8級	1	3.0									
計	33	100.0	計	59	100.0	計	89	100.0	計	264	100.0	

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
行政職(1)	主事	主査	係長	課長補佐	主幹	課長	副部長	部長
医療職(3)	准看護師	保健師 助産師 看護師	副看護師長	看護部次長補佐	看護師長 看護部次長	看護部長		

(4) 特殊勤務手当

区分	全職種	職 種			
		行政職(1)	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
給料総額に対する比率(%)	21.6	0.1	67.0	4.1	13.1
支給対象職員の比率(%) (7年12月1日現在)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
支給対象職員1人当たり 平均支給月額(円)	67,853	230	312,127	11,618	38,092
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症等防疫手当 夜間看護手当 医師手当				

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.3	2.35	4.65	有	
補 正 前	2.3	2.3	4.6	有	
一般会計 の制度	2.3	2.35	4.65	有	

(6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

第 1 2 3 号 議 案

令和 7 年度敦賀市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度敦賀市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度敦賀市水道事業会計予算（以下「予算」という。

）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（補 正 前） （補 正 後）

(4) 主要な建設改良事業

管路改良事業	202,778千円	338,458千円
--------	-----------	-----------

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
-------	---------	---------	-------

第 1 款 水道事業費用	1,274,476千円	4,317千円	1,278,793千円
--------------	-------------	---------	-------------

第 1 項 営業費用	1,160,061千円	4,317千円	1,164,378千円
------------	-------------	---------	-------------

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文かっこ書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「767,371千円」を「773,962千円」に、当年度分損益勘定留保資金「169,754千円」を

「176,345千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
-------	---------	---------	-------

第 1 款 資本的収入	211,734千円	129,920千円	341,654千円
-------------	-----------	-----------	-----------

第1項 企業債 149,900千円 96,000千円 245,900千円
 第3項 補助金 12,500千円 33,920千円 46,420千円
 支 出

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)
 第1款 資本的支出 979,105千円 136,511千円 1,115,616千円
 第1項 建設改良費 577,598千円 136,511千円 714,109千円
 (企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債のうち限度額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
配水設備 改良事業	149,900	245,900

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)
 職員給与費 121,867千円 5,148千円 127,015千円

令和7年12月19日 提出

敦賀市長 米澤光治

令和7年度敦賀市水道事業会計予算実施計画補正
収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,274,476	4,317	1,278,793
	1 営業費用		1,160,061	4,317	1,164,378
		1 原水及び浄水費	240,653	1,849	242,502
		2 配水及び給水費	125,939	784	126,723
		3 業 務 費	128,543	236	128,779
		4 総 係 費	40,479	1,448	41,927

資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			211,734	129,920	341,654
	1 企業債		149,900	96,000	245,900
		1 企業債	149,900	96,000	245,900
	3 補助金		12,500	33,920	46,420
		1 国庫補助金	12,500	33,920	46,420

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			979,105	136,511	1,115,616
	1 建設改良費		577,598	136,511	714,109
		2 配水設備改良費	575,506	136,511	712,017

令和7年度敦賀市水道事業会計補正予算実施計画説明書
収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目 節				
1	水道事業費用	1,274,476	4,317	1,278,793	
1	営業費用	1,160,061	4,317	1,164,378	
1	原水及び 浄水費	240,653	1,849	242,502	
	1 給 料	21,593	941	22,534	給与改定に伴う補正
	2 手 当 等	9,799	544	10,343	給与改定等に伴う補正 期末手当等
	3 賞与引当金 繰入額	2,886	156	3,042	給与改定等に伴う補正
	4 法定福利費	5,903	180	6,083	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
	5 法定福利費 引当金繰入額	523	28	551	給与改定等に伴う補正
2	配水及び 給水費	125,939	784	126,723	
	1 給 料	11,584	377	11,961	給与改定に伴う補正
	2 手 当 等	5,033	237	5,270	給与改定等に伴う補正 期末手当等
	3 賞与引当金 繰入額	1,618	71	1,689	給与改定等に伴う補正
	4 法定福利費	3,487	88	3,575	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
	5 法定福利費 引当金繰入額	278	11	289	給与改定等に伴う補正
3	業 務 費	128,543	236	128,779	
	1 給 料	3,901	120	4,021	給与改定に伴う補正
	2 手 当 等	3,238	67	3,305	給与改定等に伴う補正 期末手当等
	3 賞与引当金 繰入額	567	22	589	給与改定等に伴う補正
	4 法定福利費	1,421	23	1,444	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
	5 法定福利費 引当金繰入額	116	4	120	給与改定等に伴う補正
4	総 係 費	40,479	1,448	41,927	
	1 給 料	16,077	606	16,683	給与改定に伴う補正
	2 手 当 等	8,319	312	8,631	給与改定等に伴う補正 期末手当等
	3 賞与引当金 繰入額	2,572	124	2,696	給与改定等に伴う補正
	4 法定福利費	5,409	128	5,537	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
	5 法定福利費 引当金繰入額	474	22	496	給与改定等に伴う補正
	6 退職給付費	589	256	845	給与改定等に伴う補正

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的収入		211,734	129,920	341,654	
1	企業債		149,900	96,000	245,900	
	1 企業債		149,900	96,000	245,900	
		1 企業債	149,900	96,000	245,900	
3	補助金		12,500	33,920	46,420	
	1 国庫補助金		12,500	33,920	46,420	
		1 国庫補助金	12,500	33,920	46,420	

支 出

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的支出		979,105	136,511	1,115,616	
1	建設改良費		577,598	136,511	714,109	
	2 配水設備改良費		575,506	136,511	712,017	
		1 給料	8,781	403	9,184	給与改定に伴う補正
		2 手当等	4,575	263	4,838	給与改定等に伴う補正 期末手当等
		3 賞与引当金繰入額	1,185	66	1,251	給与改定等に伴う補正
		4 法定福利費	2,807	86	2,893	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
		5 法定福利費引当金繰入額	232	13	245	給与改定等に伴う補正
		11 工事請負費	461,995	135,680	597,675	配水管路改良工事費

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	人	(0) 人 19		64,383	41,399	105,782	21,233	127,015
補 正 前		(0) 19		61,936	39,281	101,217	20,650	121,867
比 較		(0) 0		2,447	2,118	4,565	583	5,148

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	住居手当
	補 正 後	14,640	12,056	8,255	1,656	491	2,592	864
	補 正 前	13,748	11,255	8,091	1,656	486	2,592	864
	比 較	892	801	164	0	5	0	0
	区 分	退職給付費						計
	補 正 後	845						41,399
	補 正 前	589						39,281
	比 較	256						2,118

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	人	14 人		50,173	34,652	84,825	17,689	102,514
補 正 前		14		48,426	32,995	81,421	17,257	98,678
比 較		0		1,747	1,657	3,404	432	3,836

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	住居手当
	補 正 後	11,614	9,516	7,170	1,656	395	2,592	864
	補 正 前	10,956	8,942	7,006	1,656	390	2,592	864
	比 較	658	574	164	0	5	0	0
	区 分	退職給付費						計
	補 正 後	845						34,652
	補 正 前	589						32,995
	比 較	256						1,657

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	人	(0) 人 5		14,210	6,747	20,957	3,544	24,501
補 正 前		(0) 5		13,510	6,286	19,796	3,393	23,189
比 較		(0) 0		700	461	1,161	151	1,312

※職員数の（ ）内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	通勤手当		計
	補 正 後	3,026	2,540	1,085	96		6,747
	補 正 前	2,792	2,313	1,085	96		6,286
	比 較	234	227	0	0		461

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	2,447	給与改定に伴う増減分	2,447	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 4.0% 給与改定実施時期 7年4月
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
手当	2,118	制度改正に伴う増減分	278	期末手当 138 勤勉手当 135 通勤手当 5
		その他の増減分	1,840	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行政職(1)	行政職(2)	医療職(2)	医療職(3)
給与改定後	平均給料月額(円)	315,300	322,400		
	平均給与月額(円)	385,383	322,400		
	平均年齢(歳)	39.1	55.10		
給与改定前	平均給料月額(円)	304,117	313,300		
	平均給与月額(円)	372,883	313,300		
	平均年齢(歳)	39.1	55.10		

(2) 初任給

区 分	行政職(1)	行政職(2)	医療職(2)	医療職(3)	一般会計の制度	
					行政職(1)	
給与改定後	高 校 卒	200,300 ^円	198,200 ^円	^円	^円	200,300 ^円
	大 学 卒	232,000				232,000
給与改定前	高 校 卒	188,000	185,700			188,000
	大 学 卒	220,000				220,000

(3) 級別職員数

区分	行政職(1)			行政職(2)			医療職(2)			医療職(3)		
	職務の級	職員数(人)	構成比(%)									
七 年 十 二 月 一 日 現 在	1級	5	38.4	1級			1級			1級		
	2級	1	7.7	2級			2級			2級		
	3級	3	23.1	3級			3級			3級		
	4級	1	7.7	4級	1	100.0	4級			4級		
	5級	1	7.7	5級			5級			5級		
	6級	1	7.7				6級			6級		
	7級						7級					
	8級	1	7.7									
	計	13	100.0	計	1	100.0	計			計		

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行政職(1)	主 事	主 査	係 長	課長補佐	主 幹	課 長	副部長	部 長

(4) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	1 2 月 (月 分)			
補 正 後	2.3	2.35	4.65	有	
補 正 前	2.3	2.3	4.6	有	
一 般 会 計 の 制 度	2.3	2.35	4.65	有	

(5) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最 高 限 度 (月 分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
一 般 会 計 の 制 度 (支 給 率 等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(6) その他の手当

区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

第 1 2 4 号 議 案

令和 7 年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度敦賀市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度敦賀市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（補 正 前） （補 正 後）

(4) 主要な建設改良事業

汚水管渠整備事業	290,280千円	355,280千円
雨水管渠整備事業	75,944千円	125,944千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 下水道事業収益	2,544,300千円	9,120千円	2,553,420千円
第 1 項 営業収益	1,368,589千円	587千円	1,369,176千円
第 2 項 営業外収益	1,175,710千円	8,533千円	1,184,243千円

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 下水道事業費用	2,439,071千円	19,780千円	2,458,851千円
第 1 項 営業費用	2,231,604千円	19,780千円	2,251,384千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文かっこ書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,045,966千円」を「1,072,274千円」に、当年度分損益勘定留保資金「682,048千円」を

「708,356千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,394,279千円	90,000千円	1,484,279千円
第1項 企業債	1,018,200千円	42,500千円	1,060,700千円
第3項 補助金	351,022千円	47,500千円	398,522千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	2,440,245千円	116,308千円	2,556,553千円
第1項 建設改良費	1,202,315千円	116,308千円	1,318,623千円

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた企業債のうち限度額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
下水道建設改良事業	779,200	821,700

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	115,866千円	4,088千円	119,954千円

令和7年12月19日 提出

敦賀市長 米澤光治

令和7年度敦賀市下水道事業会計予算実施計画補正
収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			2,544,300	9,120	2,553,420
	1 営業収益		1,368,589	587	1,369,176
		2 他会計負担金	265,802	587	266,389
	2 営業外収益		1,175,710	8,533	1,184,243
		2 他会計負担金	472,870	33	472,903
		3 補助金	8,500	8,500	17,000

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			2,439,071	19,780	2,458,851
	1 営業費用		2,231,604	19,780	2,251,384
		1 管渠費	96,835	17,000	113,835
		2 ポンプ場費	43,410	568	43,978
		3 処理場費	573,037	1,101	574,138
		5 総係費	57,519	1,111	58,630

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単 位 千 円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入			1,394,279	90,000	1,484,279
	1 企 業 債		1,018,200	42,500	1,060,700
		1 企 業 債	1,018,200	42,500	1,060,700
	3 補 助 金		351,022	47,500	398,522
		1 国 庫 補 助 金	351,022	47,500	398,522

支 出

(単 位 千 円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出			2,440,245	116,308	2,556,553
	1 建 設 改 良 費		1,202,315	116,308	1,318,623
		2 下 水 道 建 設 改 良 費	1,194,468	116,308	1,310,776

令和7年度敦賀市下水道事業会計補正予算実施計画説明書
収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

科目			既決予定額	補正予定額	計	説明	
款項	目	節					
1	下水道事業 収益		2,544,300	9,120	2,553,420		
1	営業収益		1,368,589	587	1,369,176		
	2	他会計 負担金	265,802	587	266,389		
		1	他会計 負担金	265,802	587	266,389	雨水処理負担金
2	営業外収益		1,175,710	8,533	1,184,243		
	2	他会計 負担金	472,870	33	472,903		
		1	他会計 負担金	472,870	33	472,903	汚水処理負担金
	3	補助金	8,500	8,500	17,000		
		1	国庫補助金	8,500	8,500	17,000	

支 出

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	下水道事業 費		2,439,071	19,780	2,458,851	
	1 営業費用		2,231,604	19,780	2,251,384	
		1 管 渠 費	96,835	17,000	113,835	
		1 委 託 料	39,208	17,000	56,208	既設管渠調査業務委託料
		2 ポンプ場費	43,410	568	43,978	
		1 給 料	9,292	262	9,554	給与改定に伴う補正
		2 手 当 等	6,061	189	6,250	給与改定等に伴う補正 期末手当等
		3 賞与引当金 繰 入 額	1,363	52	1,415	給与改定等に伴う補正
		4 法定福利費	3,049	54	3,103	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
		5 法定福利費 引当金繰入額	278	11	289	給与改定等に伴う補正
		3 処 理 場 費	573,037	1,101	574,138	
		1 給 料	15,479	519	15,998	給与改定に伴う補正
		2 手 当 等	7,790	348	8,138	給与改定等に伴う補正 期末手当等
		3 賞与引当金 繰 入 額	2,186	96	2,282	給与改定等に伴う補正
		4 法定福利費	4,692	119	4,811	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
		5 法定福利費 引当金繰入額	442	19	461	給与改定等に伴う補正
		5 総 係 費	57,519	1,111	58,630	
		1 給 料	15,491	526	16,017	給与改定に伴う補正
		2 手 当 等	9,175	355	9,530	給与改定等に伴う補正 期末手当等
		3 賞与引当金 繰 入 額	2,212	96	2,308	給与改定等に伴う補正
		4 法定福利費	5,078	115	5,193	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
		5 法定福利費 引当金繰入額	445	19	464	給与改定等に伴う補正

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的収入		1,394,279	90,000	1,484,279	
1	企業債		1,018,200	42,500	1,060,700	
	1	企業債	1,018,200	42,500	1,060,700	
		1	企業債	42,500	42,500	
3	補助金		351,022	47,500	398,522	
	1	国庫補助金	351,022	47,500	398,522	
		1	国庫補助金	47,500	47,500	

支 出

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的支出		2,440,245	116,308	2,556,553	
1	建設改良費		1,202,315	116,308	1,318,623	
	2	下水道建設改良費	1,194,468	116,308	1,310,776	
		1	給料	630	18,291	給与改定に伴う補正
		2	手当等	417	8,620	給与改定等に伴う補正 期末手当等
		3	賞与引当金繰入額	112	2,584	給与改定等に伴う補正
		4	法定福利費	127	5,435	給与改定等に伴う補正 職員共済組合負担金等
		5	法定福利費引当金繰入額	22	516	給与改定等に伴う補正
		9	委託料	50,000	631,940	公共下水道耐震化計画策 定業務委託料
		11	工事請負費	59,000	606,700	雨水管渠等工事費
		12	補償金	6,000	34,680	電柱等物件移転補償金

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	人	(0) 人 15		59,860	39,822	99,682	20,272	119,954
補 正 前		(0) 15		57,923	38,157	96,080	19,786	115,866
比 較		(0) 0		1,937	1,665	3,602	486	4,088

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	特殊勤務 手 当
		補 正 後	14,197	11,291	6,449	1,996	1,003	3,594
	補 正 前	13,438	10,648	6,219	1,996	970	3,594	44
	比 較	759	643	230	0	33	0	0
	区 分	住居手当						計
	補 正 後	1,248						39,822
	補 正 前	1,248						38,157
	比 較	0						1,665

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	人	15 人		59,860	39,822	99,682	20,272	119,954
補 正 前		15		57,923	38,157	96,080	19,786	115,866
比 較		0		1,937	1,665	3,602	486	4,088

手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後	14,197	11,291	6,449	1,996	1,003	3,594	44
	補 正 前	13,438	10,648	6,219	1,996	970	3,594	44
	比 較	759	643	230	0	33	0	0
	区 分	住居手当						計
	補 正 後	1,248						39,822
	補 正 前	1,248						38,157
	比 較	0						1,665

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,937	給与改定に伴う増減分	1,937	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.3% 給与改定実施時期 7年4月
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
手当	1,665	制度改正に伴う増減分	288	期末手当 133 勤勉手当 122 通勤手当 33
		その他の増減分	1,377	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行政職(1)	行政職(2)	医療職(2)	医療職(3)
給与改定後	平均給料月額(円)	332,927			
	平均給与月額(円)	387,430			
	平均年齢(歳)	43.1			
給与改定前	平均給料月額(円)	322,113			
	平均給与月額(円)	376,017			
	平均年齢(歳)	43.1			

(2) 初任給

区 分	行政職(1)	行政職(2)	医療職(2)	医療職(3)	一般会計の制度
					行政職(1)
給与改定後	200,300 ^円	^円	^円	^円	200,300 ^円
	232,000				232,000
給与改定前	188,000				188,000
	220,000				220,000

(3) 級別職員数

区分	行政職(1)			行政職(2)			医療職(2)			医療職(3)		
	職務の級	職員数(人)	構成比(%)									
七 年 十 二 月 一 日 現 在	1級	2	13.3	1級			1級			1級		
	2級	2	13.3	2級			2級			2級		
	3級	3	20.0	3級			3級			3級		
	4級	3	20.0	4級			4級			4級		
	5級	3	20.0	5級			5級			5級		
	6級	2	13.4				6級			6級		
	7級						7級					
	8級											
	計	15	100.0	計			計			計		

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行政職(1)	主事	主査	係長	課長補佐	主幹	課長	副部長	部長

(4) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.3	2.35	4.65	有	
補 正 前	2.3	2.3	4.6	有	
一般会計 の制度	2.3	2.35	4.65	有	

(5) その他の手当

区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

第 125 号 議 案

職員の給与に関する条例等の一部改正の件

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年敦賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第12条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満であ</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第12条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満であ</p>

る職員 7, 300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13, 500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16, 600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25, 900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29, 100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32, 300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35, 500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 700円

(3) (略)

る職員 7, 100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

(3) (略)

3～9 (略)

(宿日直手当)

第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第20条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

3～9 (略)

(宿日直手当)

第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第20条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

<p>この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				

	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員						

	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、健康センター等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		
	89		303,800	342,000	363,300		
	90		304,000	342,200	363,600		
	91		304,200	342,600	363,800		
	92		304,400	342,900	364,100		
	93		304,800	343,100	364,400		
	94		305,000	343,400	364,800		
	95		305,200	343,700	365,200		
	96		305,500	343,900	365,600		
	97		305,800	344,100	366,100		
	98		306,000	344,400	366,500		
	99		306,200	344,700	366,900		
	100		306,500	344,900	367,300		
	101		306,800	345,100	367,800		
	102		307,000	345,300			
	103		307,200	345,700			
	104		307,500	345,900			
	105		307,800	346,100			
106			346,400				
107			346,800				
108			347,200				
109			347,400				
定年		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準

前再 任用 短時 間勤 務職 員	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、健康センター等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士
その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400

	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
定年	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
前再	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
任用	86	295,800	322,600	360,600	379,900		
短時	87	296,300	323,600	361,400	380,500		
間勤	88	296,800	324,600	362,200	381,000		
務職	89	297,200	325,500	362,800	381,300		
員以	90	297,700	326,500	363,400	381,800		
外の	91	298,200	327,500	364,000	382,100		
職員	92	298,700	328,500	364,600	382,400		
	93	299,200	329,300	365,000	383,000		
	94	299,600	330,000	365,400	383,500		
	95	300,100	330,700	365,900	384,000		
	96	300,700	331,300	366,300	384,500		
	97	301,300	331,800	366,800	385,100		
	98	301,800	332,100	367,200	385,600		
	99	302,300	332,600	367,700	386,100		
	100	302,800	333,200	368,100	386,500		
	101	303,200	333,600	368,400	387,100		
	102	303,700	334,100	368,900	387,600		
	103	304,100	334,700	369,200	388,100		
	104	304,500	335,200	369,500	388,600		
	105	304,900	335,600	369,900	389,200		
	106	305,300	336,100	370,400	389,600		
	107	305,700	336,600	370,900	390,100		
	108	306,000	337,100	371,400	390,600		
	109	306,200	337,500	371,900	391,200		
	110	306,500	337,800	372,400			
	111	306,700	338,100	372,900			

112	307,000	338,400	373,300
113	307,300	338,700	373,700
114	307,500	339,100	374,100
115	307,800	339,400	374,600
116	308,000	339,700	375,100
117	308,300	339,900	375,500
118	308,500	340,200	376,000
119	308,800	340,500	376,500
120	309,100	340,700	377,000
121	309,400	340,900	377,300
122	309,700	341,200	
123	310,000	341,500	
124	310,300	341,800	
125	310,500	342,000	
126	310,700	342,300	
127	311,000	342,600	
128	311,400	342,800	
129	311,600	343,000	
130	311,900	343,200	
131	312,200	343,500	
132	312,600	343,700	
133	312,800	344,000	
134	313,100	344,400	
135	313,400	344,800	
136	313,700	345,200	
137	313,900	345,500	
138	314,200	345,900	
139	314,500	346,300	
140	314,800	346,700	
141	315,000	347,000	
142	315,300	347,400	
143	315,700	347,700	
144	316,000	348,100	
145	316,200	348,400	
146	316,400	348,800	
147	316,700	349,200	
148	317,000	349,600	
149	317,200	349,900	
150	317,400	350,300	
151	317,700	350,700	
152	318,000	351,100	
153	318,400	351,400	
154	318,600		
155	318,800		
156	319,100		
157	319,400		
158	319,700		
159	320,000		
160	320,300		
161	320,700		
162	321,000		
163	321,300		
164	321,600		
165	322,000		
166	322,300		
167	322,600		
168	322,900		
169	323,300		

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、健康センター等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ規則で定める額</u>（第12条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>（第12条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p><u>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p><u>イ 使用距離が片道5キロメートル</u></p>

以上10キロメートル未満である
職員 4, 200円

ウ 使用距離が片道10キロメー
トル以上15キロメートル未満であ
る職員 7, 300円

エ 使用距離が片道15キロメー
トル以上20キロメートル未満であ
る職員 10, 400円

オ 使用距離が片道20キロメー
トル以上25キロメートル未満であ
る職員 13, 500円

カ 使用距離が片道25キロメー
トル以上30キロメートル未満であ
る職員 16, 600円

キ 使用距離が片道30キロメー
トル以上35キロメートル未満であ
る職員 19, 700円

ク 使用距離が片道35キロメー
トル以上40キロメートル未満であ
る職員 22, 800円

ケ 使用距離が片道40キロメー
トル以上45キロメートル未満であ
る職員 25, 900円

コ 使用距離が片道45キロメー
トル以上50キロメートル未満であ
る職員 29, 100円

サ 使用距離が片道50キロメー
トル以上55キロメートル未満であ
る職員 32, 300円

シ 使用距離が片道55キロメー
トル以上60キロメートル未満であ
る職員 35, 500円

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金

等相当額」という。)

(2) (略)

4 (略)

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当

等相当額」という。)

(2) (略)

4 (略)

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支

に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

8 （略）

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

10 （略）

（期末手当）

第20条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す

給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

7 （略）

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

9 （略）

（期末手当）

第20条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す

る前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第20条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短

る前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第20条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短

<p>時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

(敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年敦賀市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>405,000</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>455,000</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>508,000</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>574,000</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>655,000</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>765,000</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>893,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	6	<u>765,000</u>	7	<u>893,000</u>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>405,000</u>																																
2	<u>455,000</u>																																
3	<u>508,000</u>																																
4	<u>574,000</u>																																
5	<u>655,000</u>																																
6	<u>765,000</u>																																
7	<u>893,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
7	<u>864,000</u>																																

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の3、第20条第2項、第20条の4第2項第1号及び第22条の2第1項の規定の適用については、給与条例第12条の3中「医療職給料表の適用を受ける医師又は歯科医師」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける医師若しくは歯科医師又は敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年敦賀市条例第36号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第20条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、給与条例第22条の2第1項中「前条第1項の職員」とあるのは「前条第1項の職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」とする。

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の3、第20条第2項、第20条の4第2項第1号及び第22条の2第1項の規定の適用については、給与条例第12条の3中「医療職給料表の適用を受ける医師又は歯科医師」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける医師若しくは歯科医師又は敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年敦賀市条例第36号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第20条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、給与条例第22条の2第1項中「前条第1項の職員」とあるのは「前条第1項の職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」とする。

第4条 敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の3、第20条第2項、第20条の4第2項第1号及び第22条の2第1項の規定の適用については、給与条例第12条の3中「医療職給料表の適用を受ける医師又は歯科医師」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける医師若しくは歯科医師又は敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年敦賀市条例第36号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第20条の4第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」と、給与条例第22条の2第1項中「前条第1項の職員」とあるのは「前条第1項の職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の3、第20条第2項、第20条の4第2項第1号及び第22条の2第1項の規定の適用については、給与条例第12条の3中「医療職給料表の適用を受ける医師又は歯科医師」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける医師若しくは歯科医師又は敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年敦賀市条例第36号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第20条の4第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第22条の2第1項中「前条第1項の職員」とあるのは「前条第1項の職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」とする。</p>

(敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年敦

賀市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

会計年度任用職員給料表

職種の区分	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
一般事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。以下同じ。）、 保育士、児童クラブ指導員		円	円
	1	195,800	242,000
	2	196,900	243,300
	3	198,100	244,700
	4	199,200	246,100
	5	200,300	247,500
	6	202,000	248,900
	7	203,600	250,300
	8	205,200	251,700
	9	206,700	253,100
	10	208,400	254,300
	11	210,000	255,600
	12	211,600	256,900
	13	213,100	258,100
	14	214,800	259,300
	15	216,500	260,500
	16	218,200	261,700
	17	219,400	262,800
	18	221,000	263,900
	19	222,600	265,000
	20	224,100	266,100
	21	225,600	267,000
	22	227,200	268,000
	23	228,800	269,000
	24	230,400	270,000
	25	232,000	271,000
	26	233,700	271,900
	27	235,000	272,700
	28	236,300	273,600
	29	237,600	274,400
	30	238,700	275,200
	31	239,800	276,000
	32	240,900	276,700
	33	242,000	277,400
	34	242,900	278,200
	35	243,800	279,000
	36	244,800	279,600
	37	245,800	280,300
	38	246,700	281,100
	39	247,600	281,800
	40	248,400	282,500
	41	249,200	283,200
	42	249,900	283,900
	43	250,500	284,600
	44	251,100	285,300
	45	251,800	286,000
	46	252,400	286,600
	47	253,000	287,300
	48	253,600	287,900
	49	254,100	288,600
	50	254,700	289,200
	51	255,300	289,900
52	255,800	290,600	

53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000

	112		313,300
	113		313,500
	114		313,700
	115		314,000
	116		314,400
	117		314,600
	118		314,800
	119		315,100
	120		315,400
	121		315,700
	122		315,900
	123		316,200
	124		316,500
	125		316,800
調理員、用務員、施設管理員、自動車運転手その他これらに準ずる業務に従事する職務	1	198,200	240,400
	2	199,900	241,200
	3	201,600	242,000
	4	203,300	242,700
	5	205,000	243,400
	6	206,700	244,100
	7	208,300	244,900
	8	209,900	245,600
	9	211,500	246,400
	10	213,000	247,100
	11	214,500	247,800
	12	215,900	248,400
	13	217,300	249,100
	14	218,800	249,500
	15	220,300	250,000
	16	221,800	250,400
	17	223,200	250,900
	18	224,600	251,300
	19	226,000	251,800
	20	227,400	252,200
	21	228,800	252,500
	22	229,800	252,800
	23	230,900	253,100
	24	232,000	253,400
	25	233,000	253,900
	26	233,800	254,400
	27	234,700	254,800
	28	235,500	255,300
	29	236,400	255,800
	30	237,200	256,300
	31	238,000	256,700
	32	238,800	257,100
	33	239,600	257,400
34	240,100	257,900	
35	240,600	258,400	
36	241,100	258,800	
37	241,700	259,200	
38	242,200	259,700	
39	242,700	260,100	
40	243,200	260,500	
41	243,700	260,900	
42	244,000	261,300	
43	244,300	261,800	
44	244,700	262,100	
45	245,100	262,400	

46	245,500	262,800
47	245,900	263,200
48	246,300	263,500
49	246,600	263,900
50	246,900	264,300
51	247,200	264,600
52	247,500	264,900
53	247,700	265,300
54	248,000	265,600
55	248,300	265,900
56	248,600	266,300
57	248,800	266,600
58	249,100	266,900
59	249,400	267,200
60	249,600	267,500
61	249,800	267,800
62	250,100	268,100
63	250,400	268,400
64	250,600	268,700
65	250,800	268,900
66	251,100	269,200
67	251,400	269,500
68	251,600	269,700
69	251,800	269,900
70	252,100	270,200
71	252,400	270,500
72	252,600	270,700
73	252,800	270,900
74	253,100	271,200
75	253,400	271,500
76	253,600	271,700
77	253,800	271,900
78	254,100	272,200
79	254,400	272,500
80	254,600	272,700
81	254,800	272,900
82	255,100	273,200
83	255,300	273,500
84	255,600	273,700
85	255,800	273,900
86	256,000	274,100
87	256,300	274,400
88	256,600	274,700
89	256,800	274,900
90	257,100	275,100
91	257,400	275,400
92	257,600	275,600
93	257,800	275,900
94	258,100	276,200
95	258,400	276,500
96	258,600	276,700
97	258,800	276,900
98	259,100	277,200
99	259,400	277,400
100	259,600	277,700
101	259,800	277,900
102	260,100	278,100
103	260,400	278,400
104	260,600	278,700

	105	260,800	278,900
	106		279,100
	107		279,400
	108		279,600
	109		279,900
	110		280,200
	111		280,500
	112		280,700
	113		280,900
	114		281,200
	115		281,400
	116		281,600
	117		281,900
	118		282,200
	119		282,500
	120		282,700
	121		282,900
	122		283,100
	123		283,400
	124		283,700
	125		283,900
	126		284,100
	127		284,400
	128		284,700
	129		284,900
	130		285,100
	131		285,400
	132		285,700
	133		285,900
	134		286,100
	135		286,400
	136		286,700
	137		286,900
栄養士、歯科	1	201,000	239,800
衛生士	2	203,100	241,100
その他医療技	3	205,200	242,400
術職	4	207,300	243,700
	5	209,300	244,900
	6	211,300	246,000
	7	213,300	247,000
	8	215,100	247,900
	9	216,900	249,000
	10	218,800	250,100
	11	220,700	251,200
	12	222,800	252,400
	13	224,500	253,600
	14	226,500	254,800
	15	228,700	256,000
	16	230,800	257,100
	17	232,900	258,100
	18	234,000	259,100
	19	235,000	260,200
	20	236,100	261,200
	21	237,200	262,300
	22	238,000	263,200
	23	238,900	264,000
	24	239,700	264,800
	25	240,600	265,600
	26	241,500	266,400

27	242,400	267,200
28	243,300	268,000
29	244,100	268,700
30	244,900	269,500
31	245,600	270,300
32	246,400	271,100
33	247,100	271,900
34	247,700	272,700
35	248,400	273,300
36	249,100	274,100
37	249,800	275,000
38	250,400	275,800
39	251,000	276,600
40	251,600	277,300
41	252,200	278,000
42	252,800	278,800
43	253,400	279,600
44	253,900	280,300
45	254,300	281,000
46	254,900	281,800
47	255,300	282,600
48	255,700	283,300
49	256,100	284,000
50	256,600	284,700
51	257,100	285,300
52	257,600	286,000
53	257,900	286,700
54	258,200	287,300
55	258,500	288,000
56	258,800	288,600
57	259,100	289,300
58	259,400	290,000
59	259,700	290,700
60	260,000	291,300
61	260,300	291,800
62	260,600	292,400
63	260,900	293,100
64	261,200	293,700
65	261,500	294,200
66	261,800	294,800
67	262,100	295,500
68	262,400	296,100
69	262,700	296,700
70	263,000	297,300
71	263,300	297,900
72	263,500	298,500
73	263,700	299,100
74	264,000	299,600
75	264,300	300,000
76	264,500	300,400
77	264,700	300,700
78	265,000	301,000
79	265,300	301,200
80	265,500	301,500
81	265,700	301,800
82	266,000	302,000
83	266,300	302,300
84	266,500	302,600
85	266,700	302,800

	86		303,000
	87		303,200
	88		303,400
	89		303,800
	90		304,000
	91		304,200
	92		304,400
	93		304,800
	94		305,000
	95		305,200
	96		305,500
	97		305,800
	98		306,000
	99		306,200
	100		306,500
	101		306,800
	102		307,000
	103		307,200
	104		307,500
	105		307,800
准看護師、看護師、保健師	1	221,700	254,700
	2	223,600	256,800
	3	225,400	259,000
	4	227,100	261,200
	5	228,800	263,400
	6	230,700	264,400
	7	232,500	265,200
	8	234,200	266,100
	9	235,900	266,900
	10	237,800	268,000
	11	239,700	269,100
	12	241,600	270,000
	13	243,400	270,800
	14	245,400	271,500
	15	247,400	272,200
	16	249,400	273,000
	17	251,400	274,100
	18	253,400	275,000
	19	255,500	275,900
	20	257,500	276,800
	21	259,400	277,800
	22	260,600	278,800
	23	261,700	279,700
	24	262,800	280,700
	25	263,900	281,500
	26	264,700	282,400
	27	265,600	283,300
	28	266,400	284,200
	29	267,200	285,200
	30	267,900	285,900
	31	268,600	286,600
	32	269,300	287,300
	33	270,100	287,900
	34	270,700	288,500
	35	271,300	289,000
	36	271,800	289,400
	37	272,400	289,800
	38	273,100	290,400
	39	273,800	290,900

40	274,500	291,300
41	275,200	291,700
42	275,800	292,200
43	276,500	292,600
44	277,100	293,100
45	277,900	293,600
46	278,600	294,000
47	279,300	294,500
48	279,900	294,900
49	280,400	295,400
50	280,900	295,800
51	281,300	296,300
52	281,700	296,800
53	282,000	297,200
54	282,500	297,600
55	282,900	298,100
56	283,300	298,500
57	283,700	299,000
58	284,100	299,700
59	284,400	300,400
60	284,700	301,100
61	285,100	301,800
62	285,500	302,700
63	285,900	303,600
64	286,200	304,300
65	286,500	305,000
66	286,900	305,900
67	287,300	306,700
68	287,600	307,500
69	288,000	308,200
70	288,500	309,100
71	288,900	310,000
72	289,200	310,800
73	289,600	311,700
74	290,100	312,500
75	290,600	313,400
76	291,100	314,300
77	291,600	315,100
78	292,100	316,000
79	292,700	317,000
80	293,100	317,900
81	293,600	318,400
82	294,000	319,200
83	294,500	320,100
84	295,000	320,900
85	295,400	321,700
86	295,800	322,600
87	296,300	323,600
88	296,800	324,600
89	297,200	325,500
90	297,700	326,500
91	298,200	327,500
92	298,700	328,500
93	299,200	329,300
94	299,600	330,000
95	300,100	330,700
96	300,700	331,300
97	301,300	331,800
98	301,800	332,100

99	302,300	332,600
100	302,800	333,200
101	303,200	333,600
102	303,700	334,100
103	304,100	334,700
104	304,500	335,200
105	304,900	335,600
106	305,300	336,100
107	305,700	336,600
108	306,000	337,100
109	306,200	337,500
110	306,500	337,800
111	306,700	338,100
112	307,000	338,400
113	307,300	338,700
114	307,500	339,100
115	307,800	339,400
116	308,000	339,700
117	308,300	339,900
118	308,500	340,200
119	308,800	340,500
120	309,100	340,700
121	309,400	340,900
122	309,700	341,200
123	310,000	341,500
124	310,300	341,800
125	310,500	342,000
126	310,700	342,300
127	311,000	342,600
128	311,400	342,800
129	311,600	343,000
130	311,900	343,200
131	312,200	343,500
132	312,600	343,700
133	312,800	344,000
134	313,100	344,400
135	313,400	344,800
136	313,700	345,200
137	313,900	345,500
138	314,200	345,900
139	314,500	346,300
140	314,800	346,700
141	315,000	347,000
142	315,300	347,400
143	315,700	347,700
144	316,000	348,100
145	316,200	348,400
146	316,400	348,800
147	316,700	349,200
148	317,000	349,600
149	317,200	349,900
150	317,400	350,300
151	317,700	350,700
152	318,000	351,100
153	318,400	351,400
154	318,600	
155	318,800	
156	319,100	
157	319,400	

158	319,700
159	320,000
160	320,300
161	320,700
162	321,000
163	321,300
164	321,600
165	322,000
166	322,300
167	322,600
168	322,900
169	323,300

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会任給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会任給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは通勤に係る費用弁償は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会任給与条例の規定による給与若しくは通勤に係る費用弁償の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

人事院勧告等に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 126 号 議 案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部
改正の件

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 19 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年敦賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員が受けるべき議員報酬の月額<small>の100分の120</small>に相当する額に一般職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」と、<u>「100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員が受けるべき議員報酬の月額<small>の100分の120</small>に相当する額に一般職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。</p> <p>3 (略)</p>

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員が受けるべき議員報酬の月額の内100分の120に相当する額に一般職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員が受けるべき議員報酬の月額の内100分の120に相当する額に一般職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の給料その他の給与に関する条例（昭和32年敦賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額の内100分の120に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額の内100分の120に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。</p>

」とあるのは、「 <u>100分の177.5</u> 」とする。	
4 (略)	4 (略)

第4条 市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 期末手当の額は、給料の月額 <u>の100分の120</u> に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の175</u> 」とする。	3 期末手当の額は、給料の月額 <u>の100分の120</u> に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の177.5</u> 」とする。
4 (略)	4 (略)

(教育長の給料及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給料及び旅費に関する条例(昭和31年敦賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 期末手当の額は、給料の月額 <u>の100分の120</u> に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額	3 期末手当の額は、給料の月額 <u>の100分の120</u> に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額

とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」と、 <u>「100分の127.5」</u> とあるのは、「100分の177.5」とする。	とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。
4 (略)	4 (略)

第6条 教育長の給料及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 期末手当の額は、給料の月額100分の120に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の175</u> 」とする。	3 期末手当の額は、給料の月額100分の120に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」と、 <u>「100分の127.5」</u> とあるのは、「 <u>100分の177.5</u> 」とする。
4 (略)	4 (略)

(敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成28年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第3条 (略)	第3条 (略)

2 (略)	2 (略)
3 期末手当の額は、給料の月額 100 分の 120 に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第 20 条第 2 項中「 100 分の 125 」とあるのは、「 100 分の 172.5 」と、 <u>「100分の127.5」</u> とあるのは、「 <u>100分の177.5</u> 」とする。	3 期末手当の額は、給料の月額 100 分の 120 に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第 20 条第 2 項中「 100 分の 125 」とあるのは、「 100 分の 172.5 」とする。
4・5 (略)	4・5 (略)

第8条 敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 期末手当の額は、給料の月額 100 分の 120 に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第 20 条第 2 項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の175</u> 」とする。	3 期末手当の額は、給料の月額 100 分の 120 に相当する額に一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、職員の給与に関する条例第 20 条第 2 項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」と、 <u>「100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の177.5</u> 」とする。
4・5 (略)	4・5 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び

第 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第 3 条の規定による改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例の規定、第 5 条の規定による改正後の教育長の給料及び旅費に関する条例の規定及び第 7 条の規定による改正後の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第 3 条の規定による改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例、第 5 条の規定による改正後の教育長の給料及び旅費に関する条例又は第 7 条の規定による改正後の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第 3 条の規定による改正前の市長等の給料その他の給与に関する条例、第 5 条の規定による改正前の教育長の給料及び旅費に関する条例又は第 7 条の規定による改正前の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例、改正後の教育長の給料及び旅費に関する条例又は改正後の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による給与等の内払とみなす。

提案理由

一般職の給与改定に準じ、議会の議員等の期末手当の額の改定を行いたいので、この案を提出する。